

建設関連業検討会フォローアップ(2回目) ～検討会報告書を受けた取組状況～

平成24年6月

土地・建設産業局 建設市場整備課

<これまでの経緯等>

- 平成20年12月～平成22年3月にかけて、「建設関連業検討会(座長:小澤一雅 東京大学大学院教授)」では、建設関連業のあり方と、企業、業界、国、発注者といった関係者それぞれの果たすべき役割について、一定の方向をとりまとめました。
(「建設関連業の課題と展望」<http://www.mlit.go.jp/common/000113301.pdf>)
- 平成23年4月には、「建設関連業の課題と展望」で整理した地方公共団体や民間の発注者(顧客)と国民の求めるものへの対応と、建設関連業の健全な発展という目標に向けた具体的な行動計画について、「建設関連業フォローアップ」を開催し、取組み状況について関係者に周知致しました。
- 当資料は、各行動計画に対して関係者の更なる取組みを促進するために、昨年のフォローアップから1年を経過した時点における関係者の取組み状況を再度整理したものです。

<資料のまとめ方>

- 『建設関連業の課題と展望』で整理している目標である、
 - 1)顧客及び国民の求めるものへの対応
 - 2)業の健全な発展のための対応という二つの柱に関連する各課題について、取組主体ごとの取り組み状況を整理しています。

取組項目

・・・国(業行政)、発注者の取組

取組項目

・・・業団体、企業の取組み

※赤い枠で囲った内容は、平成23年度の新たな取組結果です。

『建設関連業の課題と展望』の概要

建設関連業をめぐる環境の変化

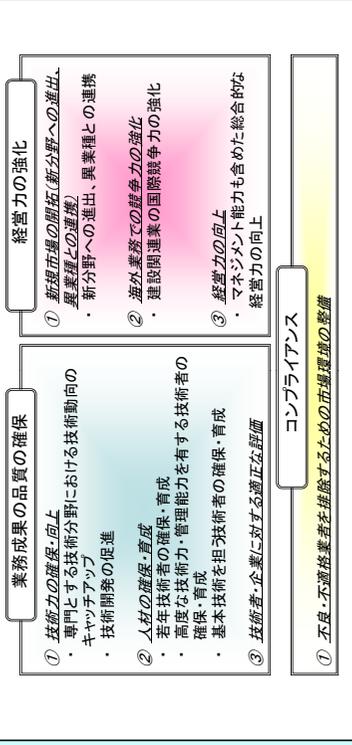
建設産業を取り巻く状況

- ・建設投資（公共・民間）の大幅な減少
- 日本経済社会を取り巻く状況
 - ・少子高齢化の進展、人口減少社会の到来、深刻な財政事情

経営環境・労働環境への影響

- ・低価格入札の慢性的な発生、収益力の悪化、技術者の長時間労働、若年労働者の減少

建設関連業の施策の論点



建設関連業の今後の展望

1. 顧客（公共事業・民間事業の発注者）及び国民の求めるものへの対応

- (1) 技術力・経営力の適正な評価のための情報の提供
- ①登録制度による必要十分な情報提供【国】【発】
 - ・登録制度の活用促進、情報提供の仕組みづくり、情報の信頼性確保、登録制度における電子申請の推進、テクリスとの連携
 - (2) 新しいニーズへの的対応
 - ①高度な技術へのニーズ、新規分野（公共・民間）への対応【国】【業】
 - ・市場創出型産業のための技術力確保と営業努力、新規分野進出に資するための情報提供・制度見直し、登録部門の新設・統廃合、マネジメント部門の新設
 - ②海外ニーズへの対応【国】【業】
 - ・海外展開のための技術力確保と営業努力、海外展開のための情報提供・トップセールス
 - (3) 適切な競争環境の整備/適正価格による的確なサービスの提供
 - ①経済性に配慮しつつ、品質を確保するための優れた受注者の選定【国】【発】
 - ・入札契約制度改革の推進
 - ②不良不適格業者の排除【国】
 - ・暴力団排除
- 登録制度による必要十分な情報提供【国】※再掲

2. 業の健全な発展のための対応

- (1) 技術力の確保・向上
- ①技術力確保のための人材確保・育成【国】【業】
 - ・セミナーの開催、労働環境の改善、業界のPR等
 - ②登録要件の見直し【国】
 - ・技術管理者及び現場管理者の常勤性、縦断的部門と横断的部門の兼任、その他の専任制、民間資格の活用
 - ③的確な指導監督の強化【国】
 - ・指導監督強化のための弾力的な中間的処分の設定
- 不良不適格業者の排除【国】※再掲
- (2) 経営力の向上
- ①経営におけるマネジメント能力の向上【国】【業】
 - ・経営戦略づくり、財産的要件と瑕疵担保責任
 - 高度な技術へのニーズ、新規分野（公共・民間）への対応【国】【業】※再掲
 - 海外ニーズへの対応【国】【業】※再掲
- (3) コンプライアンスの強化（法令遵守を含めた社会的要請への対応）
- ①企業倫理・技術者倫理の醸成【業】
 - ②企業の社会的責任（CSR）の推進【発】【業】
 - 不良不適格業者の排除 ※再掲
 - 的確な指導監督の強化 ※再掲
- 登録制度の法制度化の是非に関する検討

建設関連業に関するこれまでの政策

H14.6 建設関連業展開戦略

- 新しい時代に対応した国土づくりのための力強い魅力ある産業の形成
- ・市場環境の変化に対応するための経営力の強化
 - ・技術競争に対応するための人材の確保・育成
 - ・建設関連業の登録制度上の問題解決
 - ・入札及び契約制度の改善

H19.6 建設産業政策2007

- 建設生産システムの一環としての建設関連業の位置づけの明確化
- ・再編への取り組みの促進
 - ・対等で透明性の高い建設生産システムの構築

『建設関連業展開戦略』『建設産業政策2007』のレビューと見直し

登録制度の経緯・目的

改正・制定時の意義・目的

- ・個々の建設関連業者の業務内容の公示
- ・建設関連業者を利用する依頼者の便宜に供すること
- ・建設関連業の適正な運営と健全な発達

S24 測量法制定

S36 測量法改正
(測量業者の登録制度の制定)

S39 建設コンサルタント登録規程制定

S52 建設コンサルタント登録規程改正

地質調査業者登録規程

30年以上が経過

建設関連業を取り巻く環境の変化

意義・目的の再確認

- 登録制度は、「発注者の便宜に供し、業の健全な発展に資するものであるべき」という現在の考え方は、今後も有効と考えられ、そのためにあるべき登録制度を検討

1. 顧客(公共事業・民間事業の発注者)及び国民の求めるものへの対応

(1) 技術力・経営力の適正な評価のための情報の提供

- ① 登録制度による必要十分な情報提供

(2) 新しいニーズへの的確な対応

- ① 高度な技術へのニーズ、新規分野(公共・民間)への対応
- ② 海外ニーズへの対応

(3) 適切な競争環境の整備／適正価格による的確なサービスの提供

- ① 経済性に配慮しつつ、品質を確保するための優れた受注者の選定
- ② 不良不適格業者の排除

取組項目

1-(1)-①登録制度の活用促進

内容

受注者を選定するための、登録情報の一層の活用
登録制度の紹介と活用メリットのアピール

取組方針

- ホームページや記者発表などを通じ、登録制度や情報提供について広くPRを行う。(情報提供の仕組みづくりについては別紙)
- 国や地方公共団体の発注者等に対し、各種会議の場等で登録制度について周知及び活用促進を行う。
- 周知に当たっては、発注者向けパンフレットを作成する。

取組結果

＜各種会議等での周知・活用促進＞

平成22年度

- 平成22年6月11日： 地方整備局等契約管理官・契約課長合同会議
- 平成22年6月16日： 中央公契連幹事会
- 平成22年6月24日： 中央公契連総会
- 平成22年7月29日： 平成22年度都道府県土木・建築部等技術次長技監会議

平成23年度

- 平成23年6月 2日： 地方整備局等契約管理官・契約課長合同会議
- 平成23年6月14日： 中央公契連幹事会
- 平成23年6月23日： 中央公契連総会
- 平成23年6月30日： 地方公共団体へ登録規程改正に関する通知(国総建96号)

＜HP等での情報提供＞

- 国土交通省ホームページにおいて、登録制度活用促進のパンフレットを掲載

今後の方針

- 引き続き周知・活用促進を図るとともに、
平成23年度は登録制度の活用状況の調査を行った。



詳細は
P25～30

取組項目

1-(1)-①情報提供の仕組みづくり

内容

国民及び発注者が登録業者に関する情報を容易に得ることができるよう、インターネットを介した情報提供の仕組みづくりを検討

取組方針

- 仕組みづくりは国費により実施
- 国民及び発注者向け情報の公開にあたっては、掲載項目について個人情報保護に留意
- 発注者向け情報については、掲載項目について要望を反映

取組結果

平成22年度

- システム開発(平成22年度)
 - ✓ 国民向け及び発注者向け情報提供の仕組みづくり

平成23年度

- 情報提供開始
 - ✓ 国民及び発注者向け情報については、平成23年11月より国土交通省ホームページで情報提供を開始した。
 - ✓ また、国民及び発注者向け情報および公共発注者専用の情報については、地方公共団体に対し、利用に関する通知(国土建整第106号)を行った。(平成23年12月16日)
 - ✓ 発注者専用の情報については、平成23年12月より、希望する発注者に対して、CD-ROM等の電子データの提供を開始した。

 詳細はP31~33

今後の方針

- 情報提供制度の利用状況について把握し、その結果を踏まえ、今後の提供する情報、制度等の改善に反映させる。

内 容

- 添付資料(証明書類)の追加等の検討
- 現況報告書提出の厳格化

取組方針

- 提供する情報項目を精査するとともに、情報の信頼性確保のための取り組みを行う。
- 連絡が取れない者に対する措置について検討を行う。

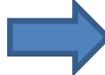
取組結果

平成22年度

- 「情報の信頼性確保」のためには、添付資料の追加を行う必要がある。
- 一方で、「登録制度における電子申請の推進」(後述)のためには、添付書類をできるだけ減らすことが必要である。
- 情報の信頼性を確保するためには、各種の添付資料を付する必要がある一方、添付資料の追加は、申請者及び審査部局の負担を増加させるため、実施には業界の理解を得るとともに、審査部局の強化等を図る必要があるほか、当該添付資料が十分な信頼性の確保に繋がるものであるかの検証も必要である。

平成23年度

- 平成23年度は、情報の信頼性の確保ならびに登録規程を遵守させるため、現況報告書の提出の厳格化の取り組みを行った。

 詳細は
P34~35

内 容

- 更新申請、現況報告書副本の返却方法や、添付書類の電子的提出、削減・簡素化の検討

取組方針

- 登録業者へ電子申請活用の呼びかけを行うほか、インセンティブの設定について検討する。
- 現況報告書副本の返却方法や発注者への情報提供について検討する。
- 書面による添付書類の削減や簡素化について検討し、取り組む。

取組結果

平成22年度

- 電子申請の活用促進に関するパンフレットを作成し、国土交通省ホームページに掲載するとともに、各地方整備局等窓口において配布。等

平成23年度

- オンライン利用の普及につなげるため、国土交通省ホームページにおいて、申請書の記載例を作成し、オンライン申請の利用促進を図った。(申請書の不備を減らし、補正等の事務作業を軽減)
- しかしながら、平成23年度における申請書の提出に占めるオンライン化率は、1%未満であり、依然として紙による申請が大半を占めている。

今後の方針

- 現況報告書の電子化は、登録情報を利用する発注者の理解を得ることが大前提となることから、インターネット、CD-ROM等を介した情報提供について、発注者の利活用を促すとともに、利用状況の把握を図る。
- また、他業における類似の申請手続における電子化の取組・工夫について調査を行う。

内 容

- 技術の高度化、独自技術の開発等を通じて、提供サービスの差別化や新規分野の開拓
- 自らの技術力や得意分野を活かし、民間等におけるニーズに即した具体的な提案力の育成

業団体等の
取組結果

平成22年度

- 今後望まれる具体的なニーズと対応策・留意点を検討、整理し、報告書を取りまとめ(全測連)
- CM方式業務の活用方式や課題の検討(建コン協)
- CM業務仕様書等の研究(建コン協)
- 需要創出に積極的に取り組む会員を支援する「新マーケット創出・提案型事業」を実施(全地連) 等

平成23年度

- 測量業を取り巻く環境の変化や取り組むべき課題と方向性等をとりまとめた「測量設計業の課題と展望」を作成し、ホームページで公開(全測連)
- CM方式の業務内容、役割分担及び業務費用の積算について検討し、『CM方式活用の手引き(案)』として整理(建コン協)
- 国際市場展開のために『海外における建設コンサルタントの実態調査』を実施するとともに、対応能力向上支援の一環として海外業務等の紹介を継続的に協会誌で掲載(建コン協)
- 液状化対策への対応に向けた新事業を展開(全地連)

内 容

- 社会資本の維持管理ニーズの見直し、新規分野進出に資するための情報等の提供
- 多様化するニーズに対応するための登録部門の新設についての検討

業団体等の
取組結果

平成22年度

- CM方式の実例について整理・検討(建コン協)
- マネジメントセミナーの開催(建コン協)
- マネジメント部門等の新設や現行部門の統廃合に関する検討(建コン協)
- 「新マーケット創出・提案型事業」の成果の公開(全地連) 等

平成23年度

- 「測量設計業の課題と展望」を用い、会員企業に対する講習会を開催(全測連)
- マネジメントセミナーを開催しインフラPFI事業の取り組みの情報提供(建コン協)
- PMセミナー、PFIセミナーを開催し、民間事業者としての役割及び建設プロジェクトにおけるCM/PMのあり方について情報提供及びディスカッション(建コン協)
- CM方式の導入から発注・契約までの業務内容、契約約款(案)及び共通仕様書(案)を整理した『CM方式活用の手引き(案)』を検討、作成(建コン協)
- ジオパーク活動を通じた、地域づくりプロジェクトのモデル化事業(全地連)
→ <http://www.zenchiren.or.jp/geopark/geopark20110401.html>

内 容

- 積極的な海外展開への取り組み
- ニーズの把握やプロジェクトの提案などの、高度な技術や独自の技術を踏まえた営業努力

業団体等の
取組結果

平成22年度

- 日本の得意分野である防災技術による海外進出の検討(全測連)
- GPS測量、電子基準点測量等の技術を活用したビジネス展開や人材派遣の検討(全測連)
- 海外OJTによる若手育成(建コン協)
- 新興国における民間資金による開発案件の受注拡大(建コン協)
- FIDIC標準委託契約約款の分析(建コン協)
- 「地質リスクマネジメント入門」の発行(全地連)
- JICAとの意見交換会の実施(全地連) 等

平成23年度

- 国際市場展開のために『海外における建設コンサルタントの実態調査』を実施するとともに、対応能力向上支援の一環として海外業務等の紹介を継続的に協会誌で掲載(建コン協)
- ODAプロジェクトにおけるコスト縮減に関する提案(全地連)

内 容

- 国、業団体、企業が連携した情報収集と講習会・研修会の開催等を通じた情報提供
- 相談窓口の設置等を通じた海外展開支援
- 国内公共事業におけるPPP、CM等新しい事業手法の推進

取組方針

- 海外展開のための情報収集、企業ヒアリング等
- 海外展開のための必要手続きマニュアル(仮)の作成

取組結果

平成22年度

平成23年度

- 海外展開のための情報収集や案件形成支援を実施
- 各分野における海外官民協議会を複数回開催
- ベトナム、トルコ、インド等を始めとした各国へのトップセールス
- 海外建設ホットライン等による事業段階の本邦企業支援

 詳細は
P36～41

今後の方針

- 引き続き、海外におけるインフラプロジェクトの積極的な推進に向け、プロジェクトの初期段階から、プロジェクトの実施段階まで、各段階に応じた様々な支援策を総合的・戦略的に実施していく。(総合政策局国際政策課・海外プロジェクト推進課)

業団体等の
取組結果

- AJCE主催・建コン協共催・国交省後援のセミナーの開催(建コン協)
- PFIセミナーの開催、講師派遣(建コン協) 等

平成23年度

- 国際市場展開のために『海外における建設コンサルタントの実態調査』を実施するとともに、対応能力向上支援の一環として海外業務等の紹介を継続的に協会誌で掲載(建コン協)※再掲

取組項目

1-(3)-①入札契約制度改革の推進

内 容

- 総合評価落札方式の導入等入札契約制度改革の推進
- 小規模地方公共団体等における入札契約制度の実態把握と総合評価落札方式等の導入手法の検討促進

取組方針

- 都道府県及び政令市の現状の把握
- 登録制度を活用した、プロポーザル方式や総合評価落札方式の周知
- 国土交通省直轄事業での総合評価方式の導入拡大

取組結果

平成22年度

平成23年度

- **都道府県及び政令市に対する入札契約制度及び実績に関する調査を継続実施**
 - ✓ 各種入札方式等の実施状況(制度の有無、実績の有無)
 - ✓ 低入札価格調査制度等の有無
 - ✓ 予定価格の公表状況 等
- **技術力の適正評価、適正価格での受注がなされるよう措置すべきとの観点より、地方公共団体に対し、「調査設計等業務における入札契約制度改革の推進について」(国総建第92号)により通知した。(平成23年6月30日)**
- 国土交通省直轄事業における総合評価方式の導入拡大
 - ✓ 総合評価適用件数は平成20年度381件から平成21年度3,405件と大幅に増加し **平成22年度は5,360件と順調に伸びている。**


 詳細は
P42～49

今後の方針

- 引き続き、プロポーザル方式や総合評価落札方式を導入・実施している地方公共団体に対する働きかけや調査などにより、地方公共団体におけるプロポーザル方式や総合評価落札方式の導入促進を図る。

内 容

登録制度への暴力団排除条項の追加
警察との連携体制の確立

取組方針

- 建設業を参考に、排除要件を明確化した上、暴力団排除条項を追加する。
- 実施に当たっては警察との連携体制を確立する。

取組結果

平成22年度

平成23年度

- 「公共事業等からの暴力団排除の取組について」(平成21年12月4日、犯罪対策閣僚会議暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム)を受け、**建設コンサルタント登録規程及び地質調査業者登録規程に、暴力団排除規定を盛り込んだ。【H23.7施行】**(測量法については、直近の法改正の機会に同様の見直し内容を提出予定。)

改 正

- 建設コンサルタント登録規程及び地質調査業者登録規程における「登録をしない場合」の規定に、以下の者を追加する。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

今後の方針

- 警察と構築し連携体制のもと、円滑な運用を図っていく。

2. 業の健全な発展のための対応

(1) 技術力の確保・向上

- ① 技術力承継・確保のための人材確保・育成
- ② 登録要件の見直し
- ③ 的確な指導監督の強化

(2) 経営力の向上

- ① 経営におけるマネジメント能力の向上

(3) コンプライアンスの強化(法令遵守を含めた社会的要請への対応)

- ① 企業倫理・技術者倫理の醸成
- ② 企業の社会的責任(CSR)の推進

内 容

- 若手技術者の技能向上や技術者資格の取得に資する取組み
- 業界の積極的なPRによる社会的認知度向上

業団体等の
取組結果

平成22年度

- 県協会毎に講師の派遣やセミナー・技術発表会等を開催、測量CPDや民間技術者資格取得や社内研修、OJT等を実施、測量の日関連事業として各種企画を実施(全測連)
- CPD制度の整備・改善、人材啓発セミナーの開催、RCCM更新にCPD取得を義務づけ、小中学生向けホームページの更新、作文コンテストの実施(建コン協)
- 産学官連携による講習会の開催、現場技術の伝承プロジェクトの実施、ジオ・スクリーニングネットの運用によるCPD制度への対応(全地連)

平成23年度

- ノ一残業デーに関する取組み(国土交通省)  詳細はP51
- 設計業務等における履行期限の平準化に関する取組み(国土交通省)  詳細はP52
- 建設関連業の社会的認知度向上のための取り組み  詳細はP53
(国土交通省、全測連、建コン協、全地連)
- 設計CPDを修正(全測連)
- CPDの手引き、実施要領、Q & Aなどの補足・改訂(建コン協)
- 小中学生向けのHP「もしもランド」の更新、社会資本体験レポートコンテストの実施(建コン協)
- フォトコンテスト、学生を対象とした社会資本整備に関わる論文コンテストの実施(建コン協)
- 関係機関との連携による講習会(道路防災技術講習会/地すべり技術講習会/斜面防災技術講習会等)等の開催(全地連)

内 容

- 「技術力(技術者)の有効活用」、「受注機会拡大による競争の促進」という観点から、建設コンサルタント登録規程において、縦割りの登録部門と横割りの登録部門の技術管理者の2部門の兼任を限定的に認める。

取組方針

- 「技術水準の維持」等の観点から、以下の項目について方針を定める。
 - 技術者要件(技術士か認定技術管理者か)について優先順位を設ける。
 - 専任制を緩和する特定の部門の組み合わせを設定する。

取組結果

平成22年度

平成23年度

- 以下の条件に限り技術管理者の専任制を緩和した。【H23.7施行】
 - ① 複数部門の技術士資格を有している者(技術士×技術士)
 - ② 特定部門の組み合わせ(「河川、砂防及び海岸・海洋部門×地質部門」「河川、砂防及び海岸・海洋部門×建設環境部門」等

今後の方針

- 今後は、技術管理者の兼任状況や登録事務量への影響等について調査を実施する。

内 容

- 現況報告書における「技術者一覧表」や「使用人数」への民間資格(RCCM・地質調査技士等)の記載についての検討
- その他民間資格の活用に関する検討

取組方針

- 現在、建設コンサルタント及び地質調査業の「登録規程の解釈及び運用の方針」においては、認定技術管理者の条件の一つとして、RCCM又は地質調査技士の資格保有と一定の実務経験を課している。また、国土交通省直轄業務においても、RCCM及び地質調査技士については、配置予定管理技術者として認めている場合がほとんどである。そのため、現況報告書の「技術者一覧表」や「使用人数」においても、これらの民間資格を記載する方向で検討する。
- 業界団体、省内委員会の意見を踏まえ、RCCM、地質調査技士以外の資格の適用についても検討する。

取組結果

平成22年度

平成23年度

- 既に認定技術管理者・現場管理者として用い、国土交通省直轄業務においても活用されているRCCM及び地質調査技士の資格については記載できるものとする。【H23.7施行】
 - ✓ 建コン規程の技術士等一覧表及び使用人数に、RCCMを記載できるようにする。
 - ✓ 地質規程の技術者一覧表(地質)及び使用人数に、地質調査技士を記載できるようにする。

今後の方針

- その他の民間資格については、資格の活用状況等を把握・評価の上、引き続き検討を行う。

内 容

- 国土交通省直轄業務において管理技術者・照査技術者、担当技術者に求められる要件を整理し、要件を満たす技術者資格を評価

取組方針

- 技術者としてふさわしい技術者資格の要件として、以下の観点からこれまで活用してきた技術者資格を再評価
 - ① 受験資格が一般に開放されていること
 - ② 資格審査が公平、透明性が確保されていること
 - ③ 審査内容が委託予定業務に必要な基礎的学識、専門的知識、経験等を評価するものであること
 - ④ 継続研鑽を義務付け又は努力規定を設けていること
 - ⑤ 有資格者に技術者倫理等を求めるものであること
- 学識経験者及び業界団体の代表で構成される「調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会」(小澤座長)で技術者資格の評価案を提示(平成22年9月)

取組結果

平成22年度

- 国家資格である技術士その他、民間資格であるRCCM(委託予定業務に必要な部門)、地質調査技士(地質調査業務に限る)、土木学会認定技術者(特別上級・上級・1級)(土木関係分野において設定)、コンクリート診断士(コンクリート構造物の維持・修繕において設定)、土木鋼構造診断士(鋼構造物の維持・修繕において設定)を技術者資格の評価に活用

今後の方針

- 必要に応じて、上記懇談会において検討を進める。

内 容

消除した場合の再登録禁止期間の弾力的設定など中間的処分の設定とその具体的な内容の検討

取組方針

- 贈賄罪・談合等の刑法犯や独禁法に基づく排除措置命令を受けた場合の対応方針を検討し、測量法における営業停止処分とのバランスを考慮し、具体的な制度内容について検討する。
- 登録消除に伴う登録番号の変更の取り扱いについて、具体的な方策を検討する。

取組結果

平成23年度

- 登録業者に対する指導監督の強化を図るため、違反行為の内容に応じた段階的な措置を行うことができるよう、勧告及び登録停止に関する規定を設けた。【H23.7施行】
- 登録を停止した場合には、登録停止簿にその事実等を明示することとし、当該業者は期間中、登録を受けていることを表示してはならないものとした（登録番号の変更は行わない）。
- 平成23年度は、建設コンサルタント(2社)対し、同規程第11条第1号に基づき、勧告を実施した。

今後の方針

- 引き続き、勧告及び登録停止の運用状況を評価し、コンプライアンスの担保が図られているか検証する。

内 容

今後の建設産業の将来像が予測できるような情報提供

取組方針

- 今後の建設産業の将来像が予測できるような情報や、自社が業界の中のどこに位置しているのかを把握できる情報として、建設関連業界の経営状況の分析などを積極的に提供する。

取組結果

平成23年度

- 「情報提供の仕組みづくり」と合わせ、現況報告書の記載内容を基に、国土交通省において、**建設関連業の経営分析を実施した。**

(平成24年3月)

経営分析の結果については、国土交通省ホームページにおいて公表している。

 詳細はP54

業団体等の取組結果

平成22年度

- 業務提携、設計共同体等の事業方式の取り入れ(全測連)
- 公的支援制度の活用(全測連)
- 資金繰り状況アンケート調査・分析の実施(建コン協)
- 経営セミナーの開催(建コン協)
- 地質技術顧問制度の提案(全地連) 等

平成23年度

- **ジオ・アドバイザー制度の構築と情報公開ネットの整備と試験運用開始(全地連)**
- **経営セミナー、経営分析説明会の開催(建コン協)**

内 容

- 社会資本整備に関わるものとしての一層の企業倫理・技術者倫理の醸成

取組方針

- 一層の企業倫理・技術者倫理を醸成

業団体等の
取組結果

平成22年度

- 「測量技術者の倫理」の幅広い醸成(全測連)
- 「職業倫理啓発の手引き」の発行、講習会の開催(建コン協)
- RCCM倫理規定の制定(建コン協)
- 倫理要綱の設定、会員企業への徹底(全地連) 等

平成23年度

- 企業コンプライアンスの徹底(全測連)
- 『建設コンサルタント技術者のためのコンプライアンスの手引き』の作成と講習会の開催(建コン協)
- 社会情勢の変化に従い、『建設コンサルタンツにおける独占禁止法遵守のための行動計画』を改訂、周知のための講習会開催(建コン協)

内 容

- 従業員教育や社内研修、地域の安全安心への貢献、ボランティア活動等への積極的参画

取組方針

- 地域社会の維持発展のための災害時における対応等地域の安全安心に貢献することや、ボランティア活動、地球環境に配慮した取組み等

業団体等の
取組結果

平成22年度

- ガイドブック「建設コンサルタントの社会的責任(CSR)ー考え方と取り組み方ー」の作成及び講習会の開催(建コン協)
- 全国各支部による社会貢献活動への参画・推進(建コン協)
- 地域活性化委員会の活動(全地連)
- 広報用パンフレットの作成とジオパークに関する活動(全地連)
- 地質情報ポータルサイトの公開(全地連) 等

平成23年度

- 地方公共団体との「防災協定」締結の推進(全測連)
- ガイドブック「建設コンサルタントの社会的責任(CSR)ー考え方と取り組み方ー」の講習会の開催(建コン協)
- 全国各支部による社会貢献活動への継続的参画・推進(建コン協)
- 広報用パンフレット「日本ってどんな国」シリーズの作成と公開(全地連)
(テーマ:第4弾「豪雨から国土を守る」 第5弾「津波の脅威と防災」)

→ <http://www.web-gis.jp/Education/education.html>

顧客(公共事業・民間事業の発注者)及び 国民の求めるものへの対応

技術力・経営力の適正な評価のための情報の提供

・登録制度による必要十分な情報提供

→登録制度の活用促進・・・P25～P30

→情報提供の仕組みづくり・・・P31～P33

→情報の信頼性確保・・・P34～35

- 平成23年度においては、「建設コンサルタント業務についての入札契約制度・実績及び建設コンサルタント登録制度の活用状況等に関する調査」を行った。
- 平成19年度における調査との比較をすることにより、登録制度の活用状況を把握する。

【平成23年度調査の概要】

- 実施時期：平成24年3月
- 対象：地方公共団体の入札契約担当部局等
- 調査内容：建コン、地質登録制度の活用状況等
- 回答数：1,446
- 回収率：80.6%

【集計数】

調査対象	配布数	回収数	回収率
a.都道府県	47	45	95.7%
b.政令指定都市	19	17	89.5%
c.特別区	23	21	91.3%
d.市	767	688	89.7%
e.町	753	560	74.4%
f.村	184	115	62.5%
合計	1793	1446	80.6%

【平成19年度調査の概要】

- 実施時期：平成20年3月
- 対象：地方公共団体の入札契約担当部局等
- 調査内容：建コン登録制度の活用状況等
- 回答数：1,004
- 回収率：53.7%

【集計数】

調査対象	配布数	回収数	回収率
a.都道府県	47	31	66.0%
b.政令指定都市	19	14	73.7%
c.特別区	23	8	34.8%
d.市	766	500	65.3%
e.町	819	372	45.4%
f.村	195	79	40.5%
合計	1869	1004	53.7%

※平成23年度は調査の深掘りのため、平成19年度から設問の一部見直しを行っている。

- 建設コンサルタント登録制度の認知度は、平成20年3月の調査と比較して向上しており、約8割の地方公共団体が登録制度を認知していることがわかった。
- また登録制度の活用理由としては、平成20年3月調査と同様に、競争参加資格審査時の審査基準や、指名業者選定時における業者選定を行うためといった理由が多いことがわかった。

問1：建設コンサルタント登録制度をご存じでしたか？

平成20年3月時点

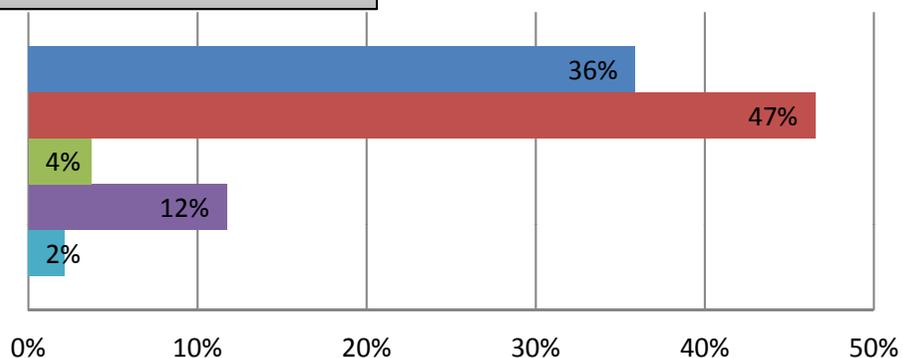


平成24年3月時点

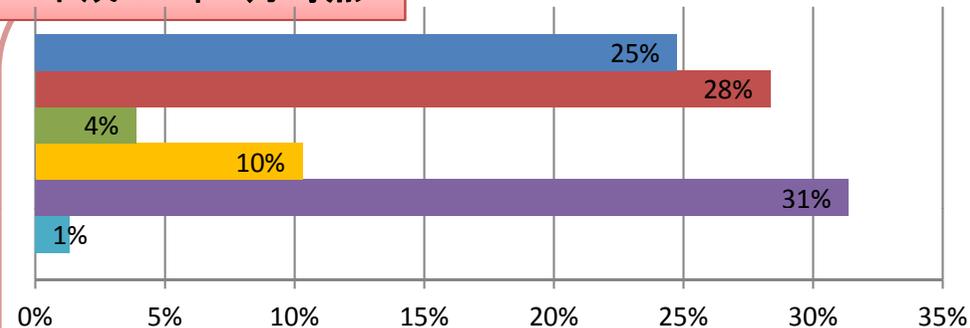


問2：建設コンサルタント登録制度をどのような場合に活用していますか？（複数回答可）

平成20年3月時点



平成24年3月時点



- a. 競争入札参加資格審査時の審査基準として活用している
- b. 指名業者の選定時に、業務内容に応じた業者選定のために活用している
- c. 指名業者の選定時に、予定価格に応じた業者選定のために活用している
- d. 活用していない
- e. その他

(回答数: 836)

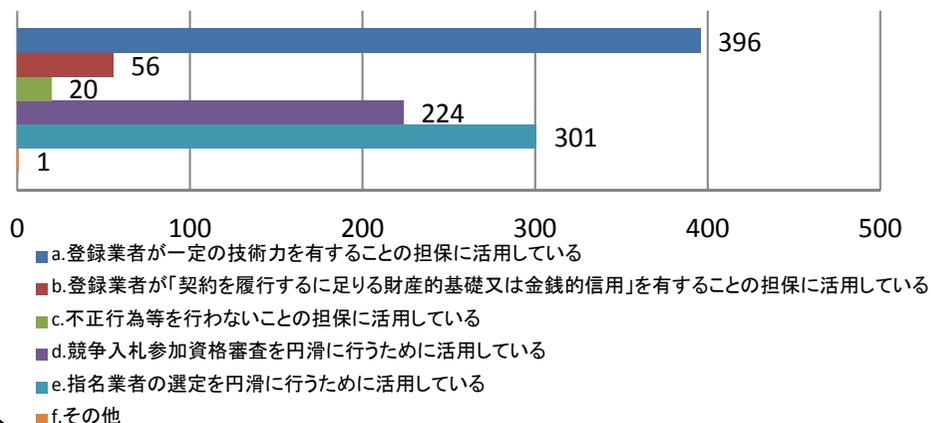
- a. 競争入札参加資格審査時の審査基準として活用している
- b. 指名業者の選定時に、業務内容に応じた業者選定のために活用している
- c. 指名業者の選定時に、予定価格に応じた業者選定のために活用している
- d. 個別業務の入札時における競争入札参加資格要件として活用している
- e. 活用していない
- f. その他

(回答数: 1, 951) 26

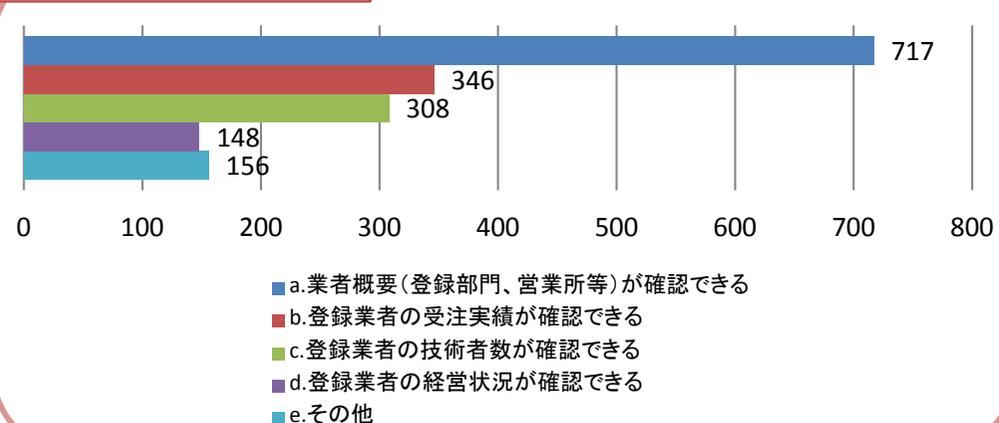
- 建設コンサルタント登録制度における業者情報については、業者概要、受注実績、技術者数などを評価し、登録制度を活用している場合が多いことがわかった。
- また登録制度の必要性については、平成20年3月の調査と同様に、大半の地方公共団体が建設コンサルタント登録制度は必要だと認識していることがわかった。

問3: どのような業者情報を評価して建設コンサルタント登録制度を活用していますか？(複数回答可)

平成20年3月時点

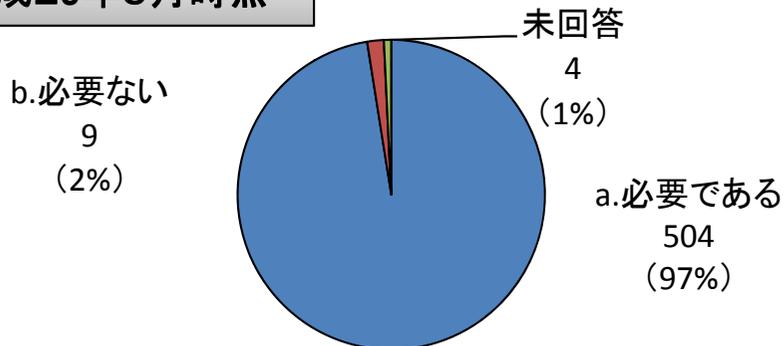


平成24年3月時点

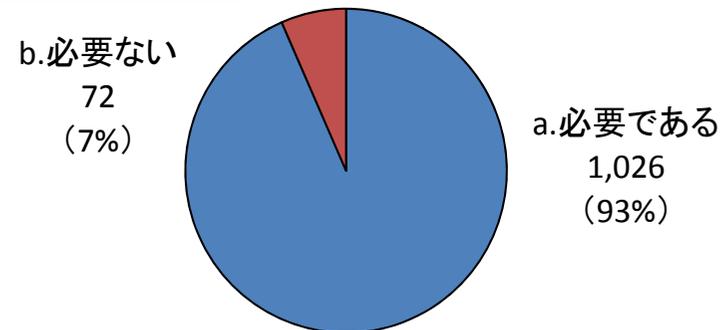


問4: 建設コンサルタント登録制度は今後も必要であると思われますか？

平成20年3月時点



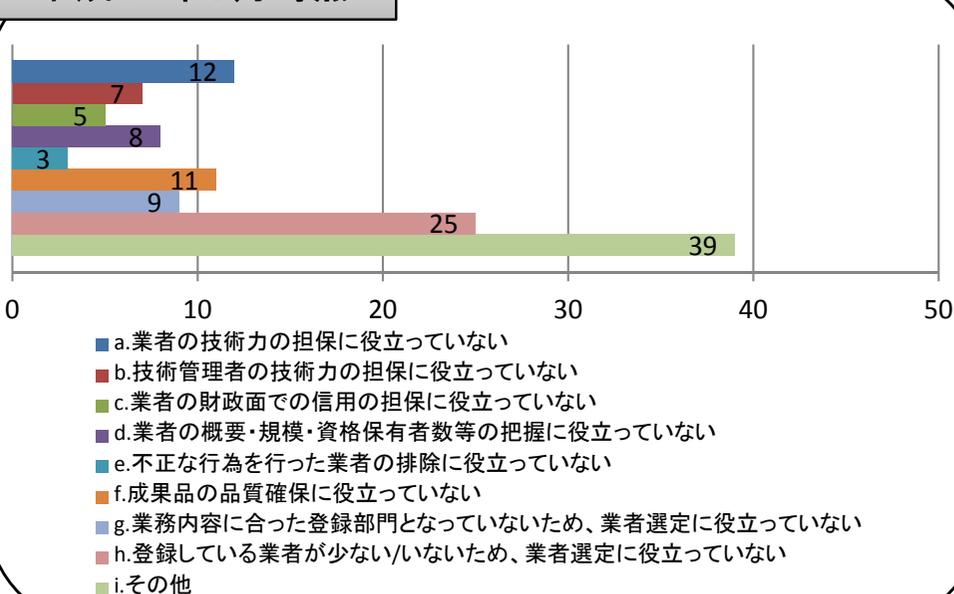
平成24年3月時点



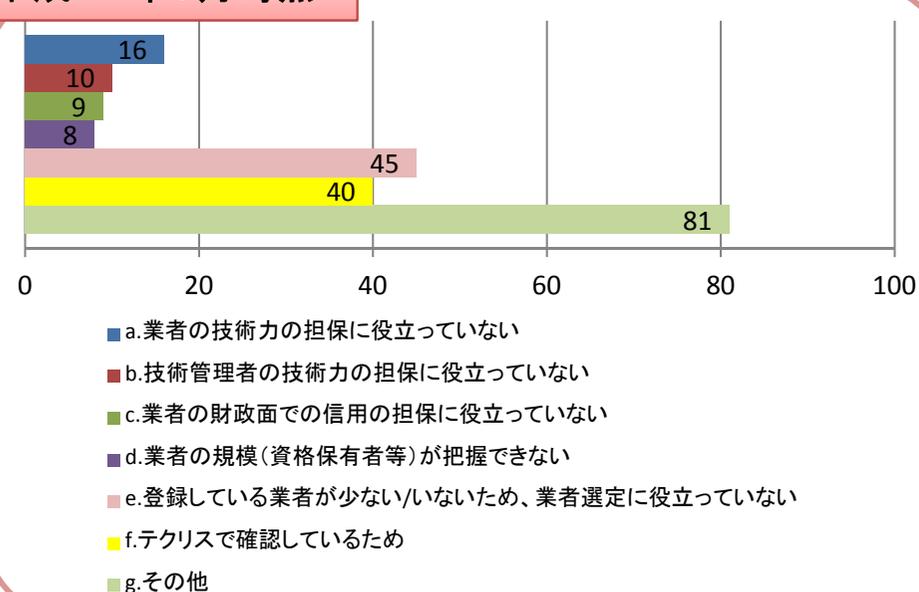
- 登録制度が必要無いと答えた人の理由としては、登録している業者が少ない/いないため業者選定に役立たない、テクリスで確認しているため等といったものであり、平成19年3月の調査と概ね同様の傾向がみられた。
- また、建設コンサルタント登録の有無によらない業者選定としては、大半が業務実績に基づいた業者選定であることがわかった。

問5: 問4で、「必要ない」と答えた人にお聞きします。建設コンサルタント登録制度を「必要ない」と考える主な理由をお答えください。(複数回答可)

平成20年3月時点

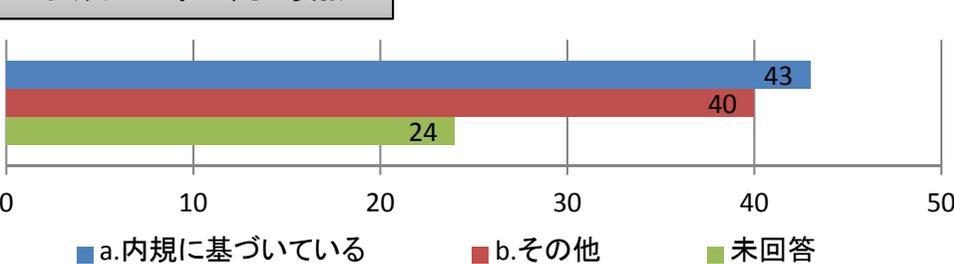


平成24年3月時点

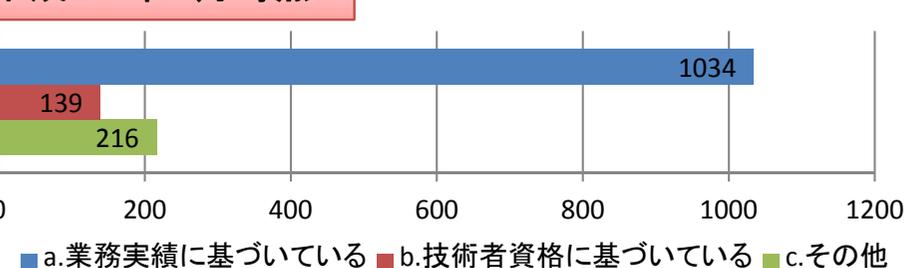


問6: 建設コンサルタント登録の有無によらない業者選定は、どのように行われていますか？

平成20年3月時点



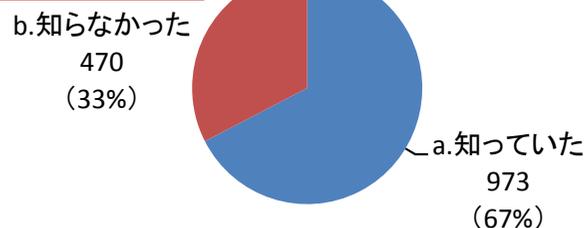
平成24年3月時点



- 地質業者登録制度の認知度は約7割であり、活用理由としては、競争参加資格審査時の審査基準や、指名業者選定時における業者選定を行うためといったものが大半であった。
- また、登録制度での業者情報としては、業者概要、受注実績、技術者数の順に評価され活用されており、大半の地方公共団体が地質調査業登録制度は必要だと認識している。

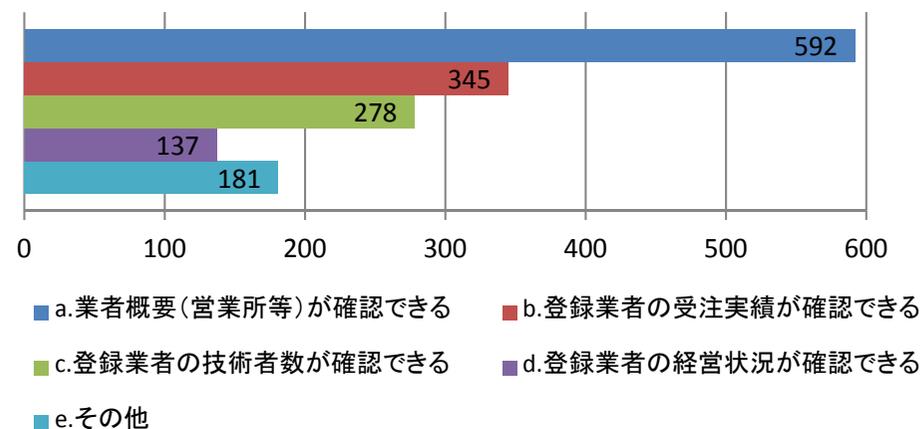
問1：地質調査業者登録制度をご存じでしたか？

平成24年3月時点



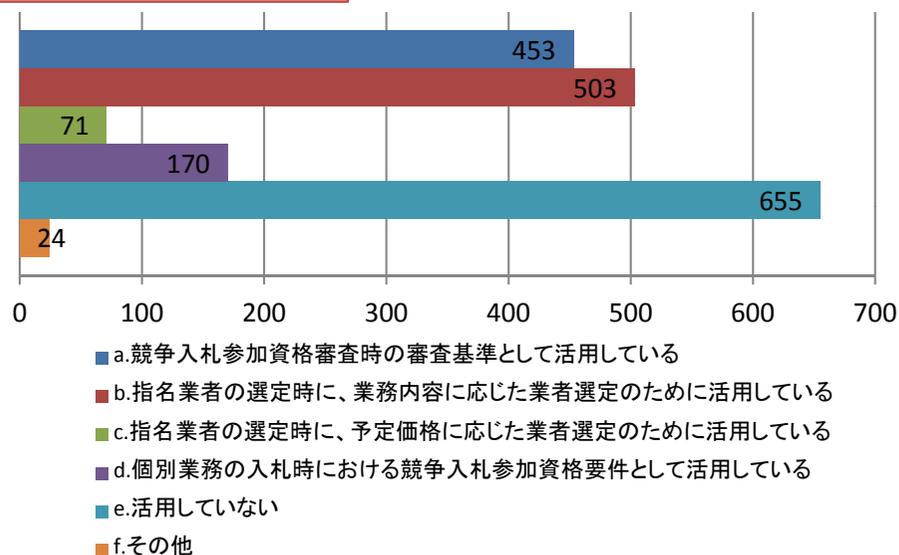
問3：どのような点を評価して地質調査業者登録制度を活用していますか？（複数回答可）

平成24年3月時点



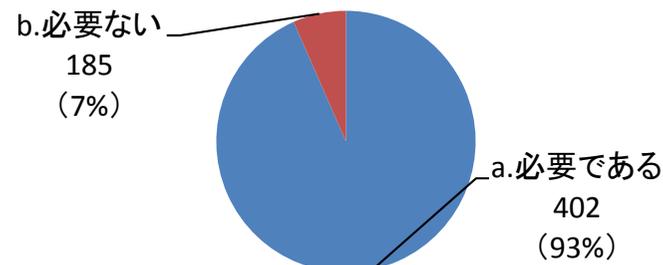
問2：地質調査業者登録制度をどのような場合に活用していますか？（複数回答可）

平成24年3月時点



問4：地質調査業者登録制度は今後も必要であると思われますか？

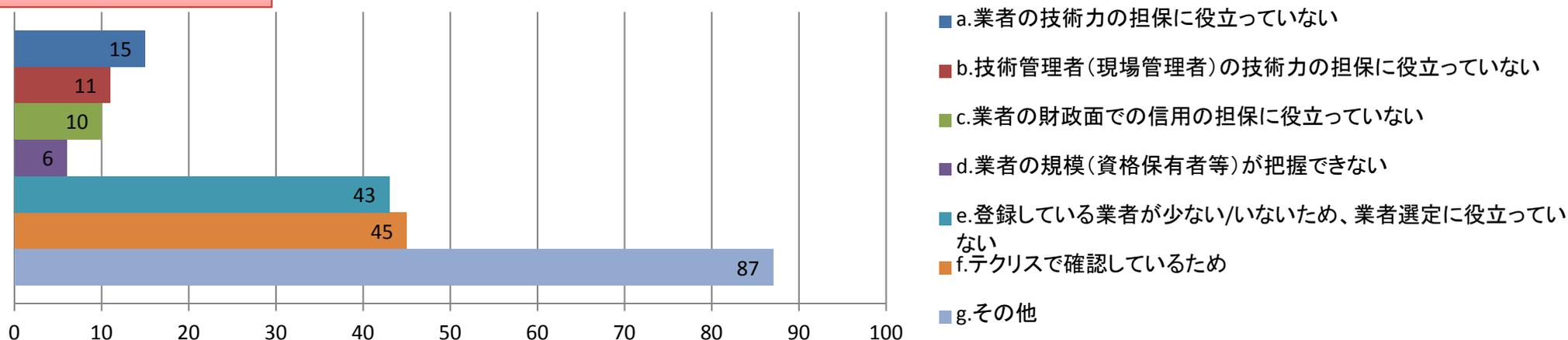
平成24年3月時点



- 登録制度が必要無いと答えた団体の理由としては、登録している業者が少ない/いないため業者選定に役立たない、テクリスで確認しているため等といったものであり、平成19年3月の調査と概ね同様の傾向がみられた。
- また、地質調査業者登録の有無によらない業者選定としては、大半が業務実績に基づいた業者選定であることがわかった。

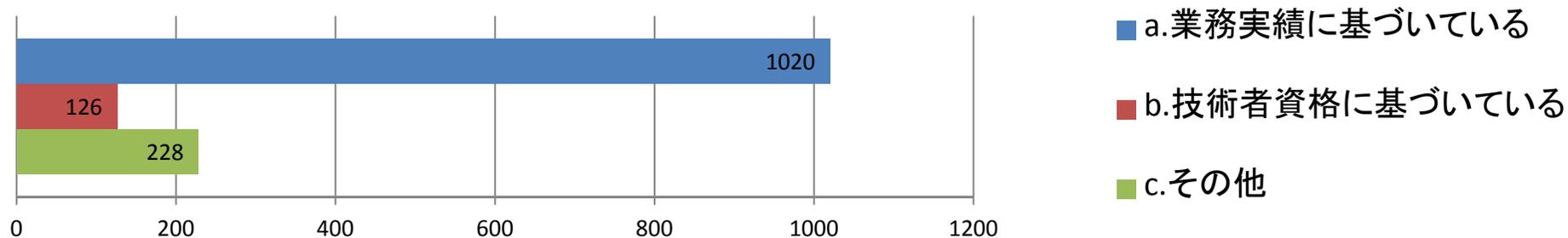
問5:問4で、「必要ない」と答えた人にお聞きします。地質調査業者登録制度を「必要ない」と考える主な理由をお答えください。(複数回答可)

平成24年3月時点



問6:問5地質調査業者登録の有無によらない業者選定は、どのように行われていますか？

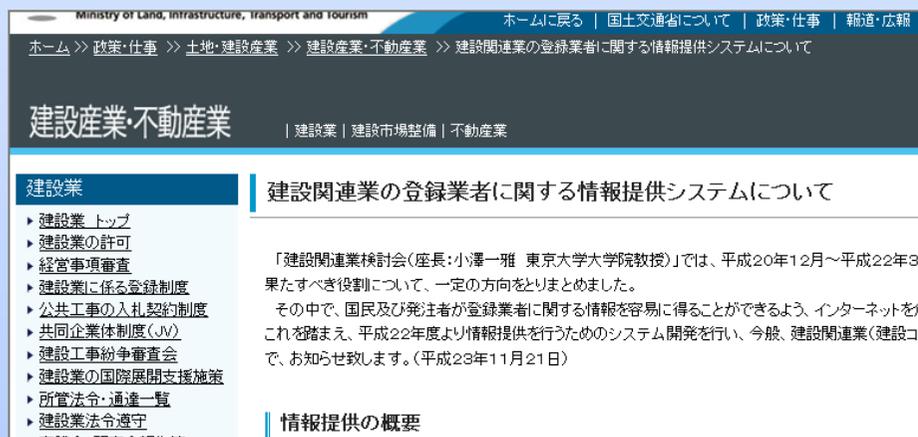
平成24年3月時点



国民・発注者向け情報提供 (インターネットを介した情報提供)

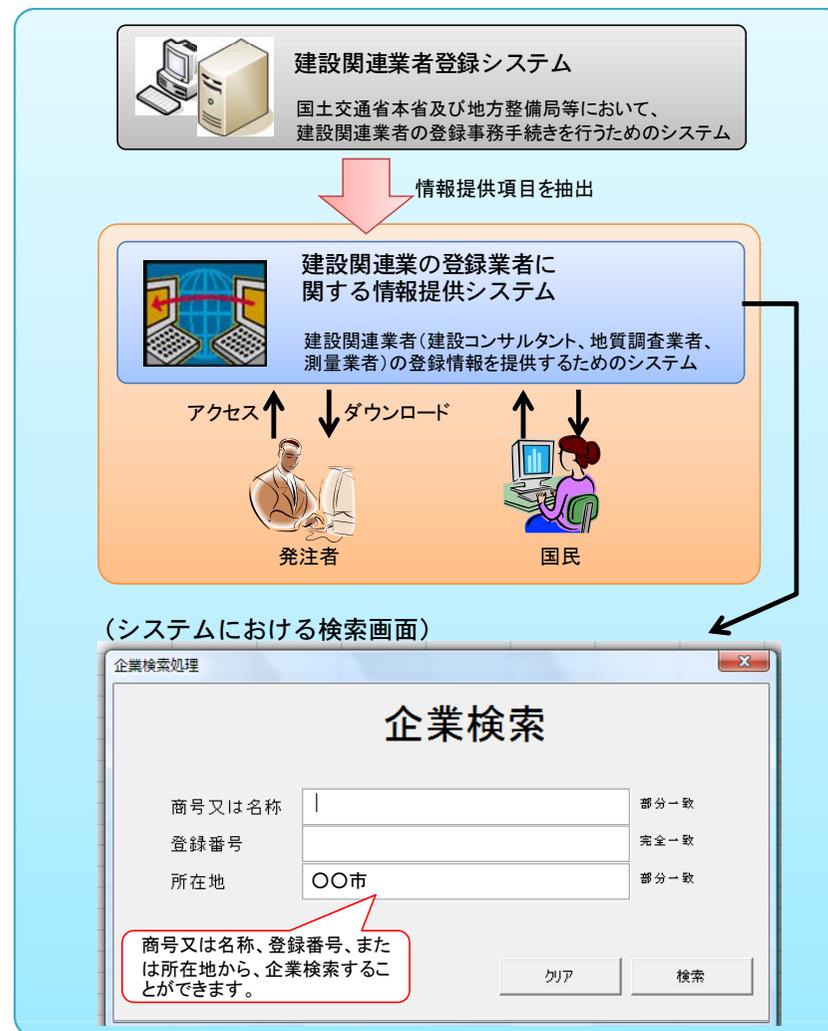
- 国土交通省ホームページにて、
 - 業者検索簡易プログラム(Excelファイル)を公開し、情報提供している。(平成23年11月より)

- ※個人情報保護等の観点から、
- 役員氏名
 - 技術管理者氏名・生年月日
 - 財務諸表(個人) については非公表。



国土交通省HP:
 <建設関連業の登録業者に関する情報提供システムについて>
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000059.html

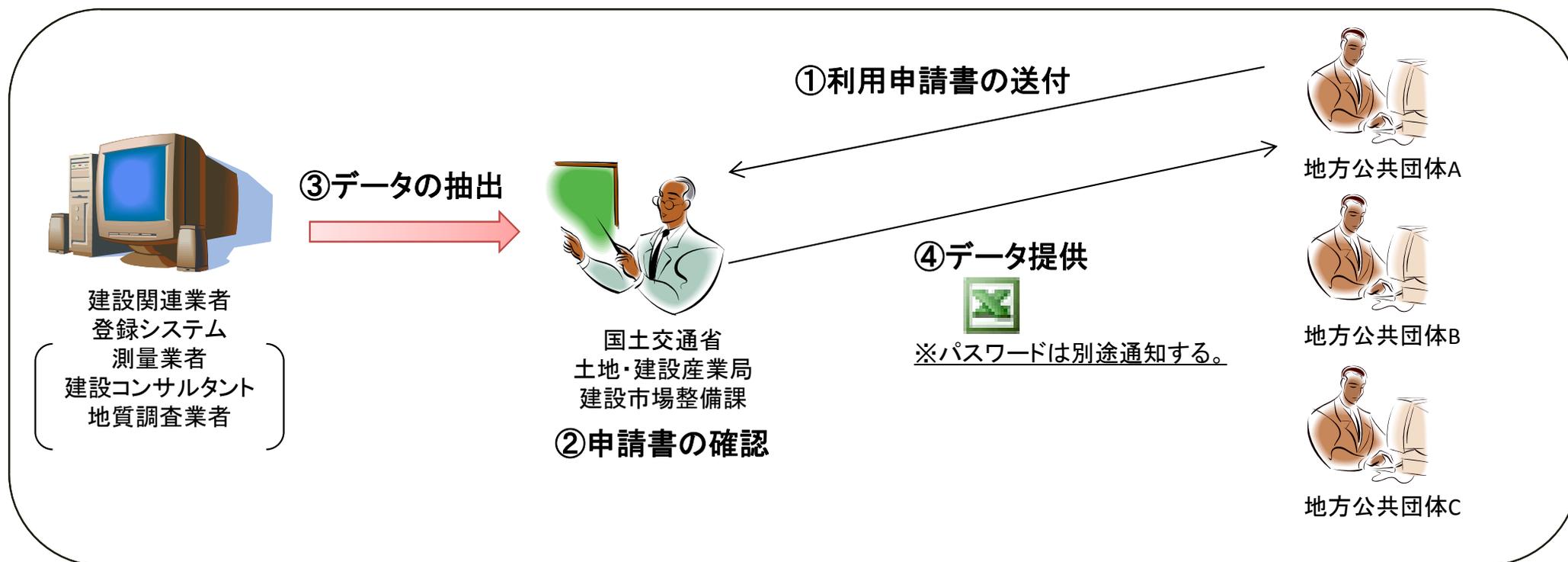
<建設関連業の登録業者に関する 情報提供システムの仕組み>



- 更新頻度
 - 情報提供システムで提供している情報は、月に1回程度の更新を行っている。

発注者専用情報提供

- ✓ 個人情報(役員氏名、技術管理者氏名等)を含む業者検索簡易プログラム(Excelファイル)を作成し、希望する公共発注者(地方公共団体等)に対してのみ情報提供を行っている。
- ✓ 提供方法: 利用申請に応じて、CD-R等により情報提供(詳細は下図)。



<建設関連業の登録業者に関する情報提供システムの仕組み>

▶ 利用頻度

- ・年に1回程度の利用を想定している。

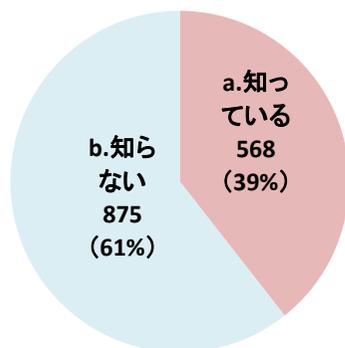
国民・発注者向け情報提供 (インターネットを介した情報提供)

➤ 利用実績

- ・地方公共団体の約4割は、「建設関連業の登録業者に関する情報提供システム」を認知している。
- ・主な利用の目的は、登録情報がインターネットを介して容易に得られる、無償で情報を得られる、事務的負担の軽減等となっている。**(平成24年2月の月間アクセス数は2,000弱)**

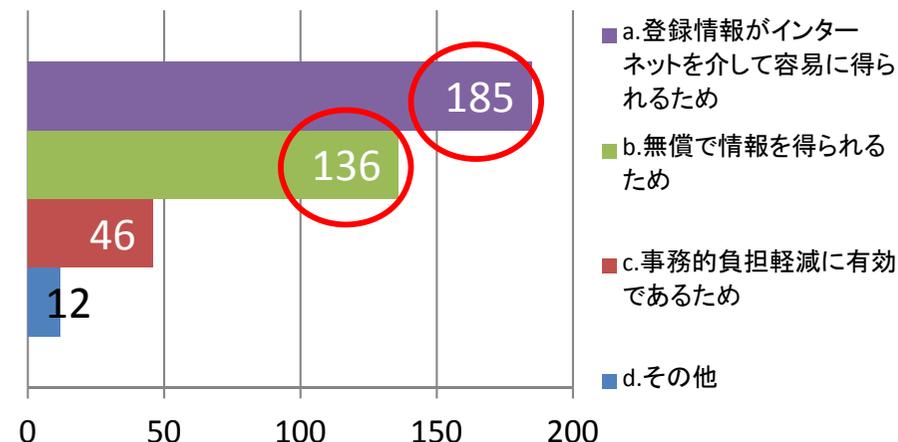
【Q1】<認知度>

・現在、国土交通省のHP上にて、建設関連業の登録業者に関する情報が閲覧できること(建設関連業の登録業者に関する情報提供システム)をご存じでしたか？



【Q2】<利用理由>

・どのような点を評価して、情報提供システムを活用していますか？(建設関連業の登録業者に関する情報提供システムを活用している人に質問、複数回答可)



出典：国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課調べ

「建設コンサルタント業務についての入札契約制度・実績及び建設コンサルタント登録制度の活用状況等に関する調査」(平成24年3月)

(調査対象数：1,793自治体、回収率：80.6%)

発注者専用情報提供

➤ 利用実績

- ・利用地方公共団体数：51 (平成23年12月～平成24年3月末まで)
- ・利用者数：80名



1. 現況報告書提出の厳格化への取り組み

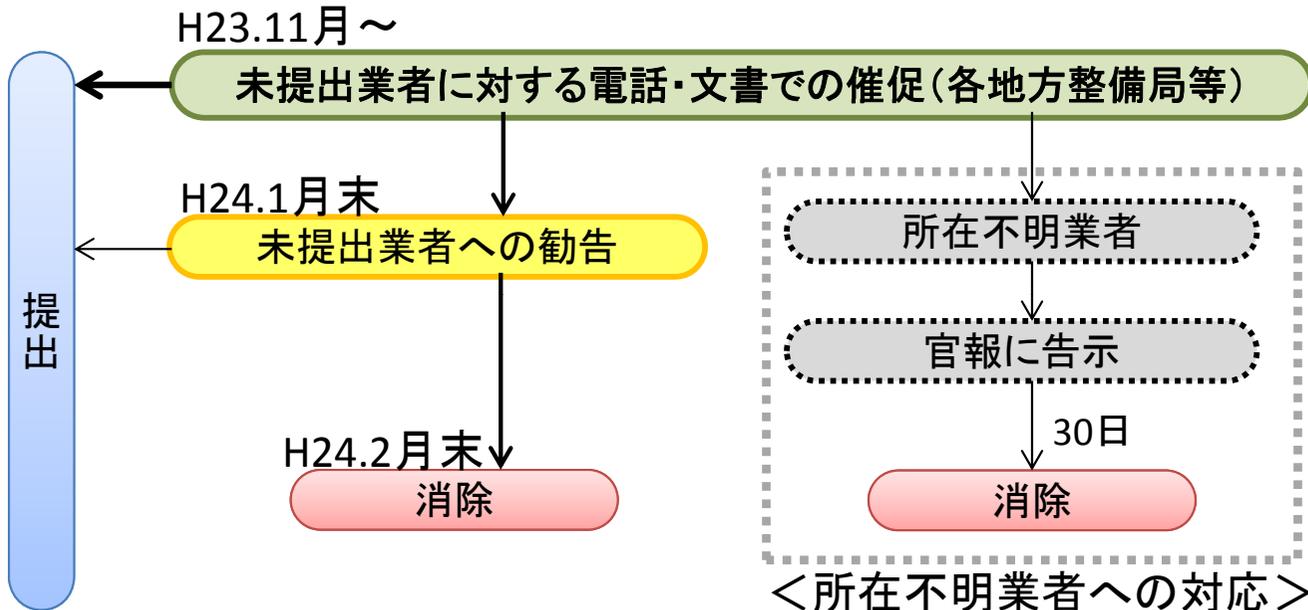
- ✓ 現状では提出期限内に現況報告書を提出しない事例が散見されており、情報の信頼性の確保ならびに登録規程を遵守させるため、現況報告書の提出の厳格化の取り組みを行った。
(平成23年11月～平成24年3月)

2. 対象業者

- ✓ 平成23年6月末に現況報告書の提出期限を迎えた建設コンサルタント及び地質調査業者における未提出業者(建コン115社、地質32社、計147社)とした。

3. 実施フロー

- ✓ 下記の通り、現況報告書未提出業者等への対応を行った。



別紙3-1

建設コンサルタントにおける
現況報告書等の提出の徹底について

登録を受けている建設コンサルタントは、
毎事業現況報告書の4ヶ月以内に、現況報告書及び法人である場合は、直前1年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表、個人である場合は、直前一年の各営業年度の貸借対照表及び損益計算書を提出しなければなりません。

建設コンサルタント登録規程第七条
登録を受けた者(第二条第三項の規定により登録の更新を受けた者を含む。以下同じ。)は、毎事業年度経過後四月以内に、現況報告書(別記様式第十八号)及び第四条第三項第九号又は第十号の書類を国土交通大臣に提出するものとする

正当な理由なく
これを怠ると...

登録の消除事由となりますので、速やかに書類を提出してください。

建設コンサルタント登録規程第十三条
国土交通大臣は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、当該登録を受けた者の登録の全部又は一部を消除するものとする。
九 正当な理由がなくて第七条第一項の現況報告書又は第八条第一項の変更届出書の提出を怠つたとき

現況報告書等用紙の入手方法
登録申請用紙は、国土交通省ホームページからダウンロード出来ます。
ダウンロードページのURLは以下の通りです。
http://www.mlit.go.jp/totikensanryo/const/1_6_bt_000234.html

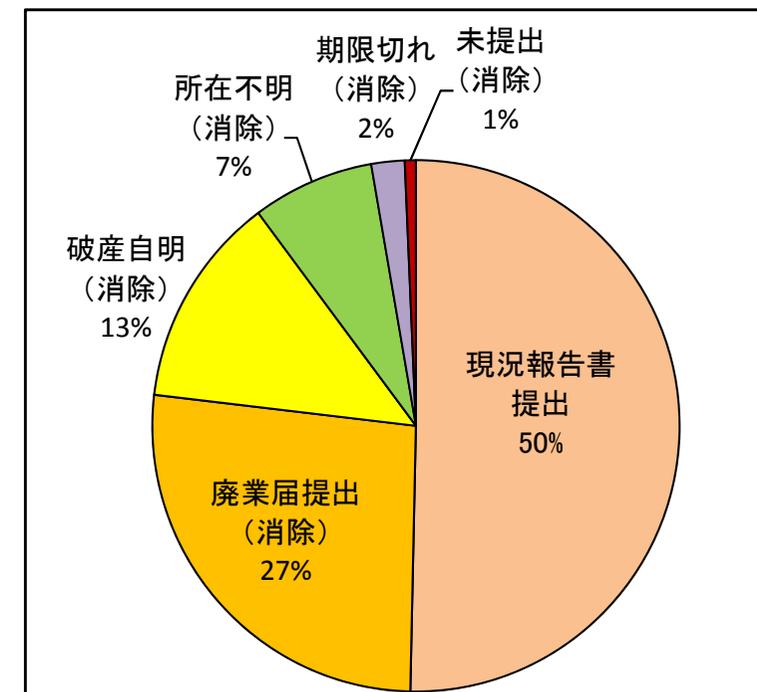
提出先・問い合わせ先	住所、郵便番号及び電話番号	管轄する区域
国土交通省 〇〇地方整備局 建設産業課 〇係	〒〇〇-〇〇 〇〇市 TEL: 03-〇〇x-x-x	〇〇県

備考: 現況報告書は正本を1部提出してください。
但し、地方整備局等の確認印が必要な場合は、正本1部と副本1部の計2部の提出(郵送用のA4封筒に所要の切手貼付、住所、宛名明記)が必要となります。

- ・現況報告書提出の厳格化への取り組みの結果、大多数の業者は速やかに現況報告書、または廃業届けを提出し、情報の信頼性を確保することができた。
- ・なお、所在不明業者については、建設コンサルタント、地質調査業者合わせて計11社を削除した。

	取組対象	現況報告書提出	廃業届提出(消除)	破産自明(消除)	所在不明(消除)	期限切れ(消除)	未提出(消除)
北海道	7	2	3	2	0	0	0
東北	5	2	3	0	0	0	0
関東	70	45	13	5	6	0	1
北陸	6	2	4	0	0	0	0
中部	7	4	0	2	1	0	0
近畿	24	6	6	9	2	1	0
中国	5	1	2	0	2	0	0
四国	4	1	3	0	0	0	0
九州	16	9	5	0	0	2	0
沖縄	3	2	0	1	0	0	0
全国計	147	74	39	19	11	3	1

<現況報告書未提出業者(建コン・地質)に対する対応状況表>



<業者への対応結果(グラフ)>

今後の方針

- ・引き続き、情報の信頼性確保のため、現況報告書の提出の厳格化に係る取組みを実施していく予定。
- ・また、登録規程(現況報告書の提出義務)を把握していない業者が多いため、登録制度の更なる周知徹底を図っていく。

顧客(公共事業・民間事業の発注者)及び 国民の求めるものへの対応

新しいニーズへの的確な対応

・海外ニーズへの対応

→海外展開のための情報提供・トップセールス・・・P37～P41

海外におけるインフラプロジェクトの積極的な推進に向け、プロジェクトの初期段階から、プロジェクトの実施段階まで、各段階に応じた様々な支援策を総合的・戦略的に実施。

案件形成段階

受注獲得段階

事業実施段階

プロジェクトの獲得・実施

○相手国との政策協議

ベトナム、インド、インドネシア等の公共事業省庁との覚書締結・セミナー等の開催。

○案件形成調査の実施

案件形成調査費により、具体的なプロジェクトを発掘、官民共同セミナー等を通じて相手国に提案。

○PPP協議会

民間企業、JICA等関係機関、関係各省・自治体等からなる海外水インフラ／道路PPP協議会を設置、開催。

○トップセールス

政務三役等による海外渡航、相手国政府閣僚級幹部の日本招聘等を通じ、我が国による案件獲得を働きかけ。

○ホットライン

民間企業からのトラブル相談窓口として「海外建設ホットライン」を設置。課題を精査の上、外務省等と連携し、相手国への申し入れ等を実施。

○事業監理能力向上

相手国政府の監理能力（調達、安全、品質管理等）の向上を支援するため、相手国におけるセミナー等を開催。

資金調達

○円滑な資金調達の支援

経済産業省等と連携し、JBIC（国際協力銀行）の輸出金融等による融資、NEXI（日本貿易保険）による債務保証等をアレンジ。
JICAによる海外投融資の再開をサポート。

組織・体制

○国土交通省国際部門の組織強化

我が国企業の海外展開を推進するため、「国際統括官」、「海外プロジェクト推進課」等を設置（平成23年度）。

○国土交通省からのJICA専門家の派遣・活用

○土木学会など産官学の連携

○外務省／経産省／JICA等、関係機関と密接に連携・協調

官民連携による海外プロジェクトを「ジャパン・パッケージ」として推進するため、官民が広く参加し、海外PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）案件等について、情報共有・意見交換を行なう協議会を設置するとともに、トップセールスやセミナーを実施。

<< 取り組み事例 >>

○海外道路PPP協議会

金融、商社、ゼネコン、高速道路会社等の民間企業及びJICA、JETRO、関係機関等、官民が広く参加し、海外道路PPPプロジェクトを推進。具体的な案件の推進に向け、国別WGで議論。

事務局：国土交通省海外プロジェクト推進課
道路局企画課

参加企業数：57

平成22年5月19日
第1回協議会開催
平成23年2月14日
第2回協議会開催
平成24年2月16日
第3回協議会開催



○海外水インフラPPP協議会

水源確保から上下水道事業までの水管理をパッケージとして捉え、国土交通省、厚生労働省、経済産業省など6省、関係機関、民間企業等とともに官民連携による海外展開を積極的に推進。

事務局：国土交通省海外プロジェクト推進課
厚生労働省水道課
経済産業省水ビジネス・国際インフラ推進室

参加企業数：158
参加地方自治体：11
平成22年7月6日
第1回協議会開催
平成23年2月14日
第2回協議会開催
平成24年2月16日
第3回協議会開催



○海外港湾物流プロジェクト協議会

今後も大きな需要が見込まれる海外港湾物流プロジェクトにおいて、官民連携による海外展開に向けた取組みを積極的に行うための場として平成22年11月に設置。また、国別WGの設置、官民共同セミナーの開催等、海外プロジェクトの獲得に向けた取組を推進。

事務局：国土交通省港湾局産業港湾課

参加企業数：74

平成22年11月5日
第1回協議会開催
平成23年6月14日
第2回協議会開催



○海外エコシティプロジェクト協議会

アジア等の新興国において高まる環境共生型都市開発へのニーズに一元的に応えるため、幅広い業界にわたる国内企業が“ジャパンチーム”を形成し、構想・企画の川上段階から官民一体となって環境共生型都市開発事業の推進に貢献。

参加企業数：51

平成23年10月27日 第1回協議会開催



○海外鉄道推進協議会

我が国鉄道システムの海外への普及促進を図っていくための民間の母体として鉄道事業者、メーカー、商社等の鉄道関係者が幅広く参加して平成22年4月に発足。国土交通省等の関係省庁・関係機関と協議会の共催により高速鉄道セミナーを開催する等、官民の連携体制を強化。

参加企業数：52
平成22年1月21日 ワシントン高速鉄道セミナーの開催
平成22年6月28日 シカゴ高速鉄道セミナーの開催
平成23年1月14日 カフォルニア高速鉄道セミナーの開催
平成24年1月13日 インド高速鉄道セミナーの開催



我が国企業の海外展開を支援するため、水インフラに係るトップセールスや政策対話等を実施

主要国・主要テーマにおける具体的な活動例

(肩書は当時のもの)

ベトナム

- 平成22年2月 建設大臣を招聘し、前原国土交通大臣から下水道のトップセールスを実施。
- 平成22年5月 前原国土交通大臣が訪越し、下水道等のトップセールスを実施。
- 平成22年10月 東京にて、三井国土交通副大臣により、農業農村開発省との治水分野に関する協力覚書を締結。ベトナム中部での洪水被害を受け、10月に国土交通省、水資源機構からなる調査団を派遣。

- 平成22年12月 池口国土交通副大臣が訪越し、建設省との下水道分野に関する協力覚書を締結するとともに、下水道セミナーや、水インフラ等のトップセールスを実施。



インド

- 平成22年6月 甲村国土交通省技監が訪印、第4回日印都市開発交流会議を開催し、下水道等に関する協力を議論。
- 平成23年9月 東京にて第5回会議を開催。

マレーシア

- 平成22年12月 池口国土交通副大臣が訪馬し、下水道に関するトップセールスを実施。

インドネシア

- 平成23年1月 佐藤国土交通省技監が訪尼し、水資源・防災に関するワークショップを開催。

カタール

- 平成24年1月 津島国土交通大臣政務官がカタールを訪問、ドーハにてインフラプロジェクト及び下水管理技術に関するセミナーを開催。

サウジアラビア

- 平成23年2月 佐藤国土交通省技監が訪サし、具体的なプロジェクト提案を含めた下水道セミナーを開催。
- 平成23年9月 津島国土交通大臣政務官及び松下経済産業副大臣が訪サし、上下水分野に関する水電力省との協力覚書を締結。

南アフリカ

- 平成23年9月 佐藤国土交通省技監が訪南ア、水省と水資源管理ワークショップを共同開催。今後の日南ア協力の方策を示した共同決議に署名。

我が国企業の海外展開を支援するため、高速道路やITS等に係るトップセールスや政策対話等を実施。

主要国・主要テーマにおける具体的な活動例・予定

(肩書は当時のもの)

ベトナム

- 平成22年5月 前原国土交通大臣が訪越し、トップセールスを実施。
- 平成22年12月 池口国土交通副大臣が訪越し、交通運輸大臣等を訪問、道路等に関するトップセールスを実施。
- 平成23年8月 佐藤技監が訪越し、第5回高速道路セミナーを開催及びトップセールスを実施。
- 平成23年11月 ズン首相及びタン交通運輸大臣等を、前田大臣が朝食会で民間企業トップとともに、トップセールスを実施。
- 平成24年3月 ドン交通運輸副大臣訪日時に、津島政務官がトップセールスを実施。



インドネシア

- 平成23年2月 インドネシア公共事業省を海外PPP協議会へ招聘し、三井副大臣からトップセールスを実施。

インド

- 平成22年1月 ナート道路交通大臣から前原国土交通大臣へ道路分野に関する協力覚書を要請
- 平成22年6月 甲村技監が訪印、第4回日印都市開発交流会議を開催し、ITS等に関する協力を議論。
- 平成23年9月 東京にて、第5回会議を開催。
- 平成24年1月 前田大臣が訪印。ジョシ道路交通大臣と道路分野の協力覚書の内容に合意。

トルコ

- 平成22年12月 運輸通信大臣を招聘し、馬淵国土交通大臣より長大橋等に関するトップセールスを実施。
- 平成23年9月 イズミット湾横断橋の受注に成功し、契約調印式を開催。



マレーシア

- 平成22年12月 池口国土交通副大臣が訪馬し、ITS等に関するトップセールスを実施。



- 建設関連業者も、海外インフラプロジェクト推進懇談会、海外道路PPP協議会等へ委員として参画するなど、官民連携による海外展開に向けて取り組んでいるところ。
- また下記のように、ODA業務以外でも建設コンサルタントが単独で海外展開を行うなどの事例も存在する。

建設関連業の海外展開事例（台湾における水質浄化プロジェクト）～日水コン～

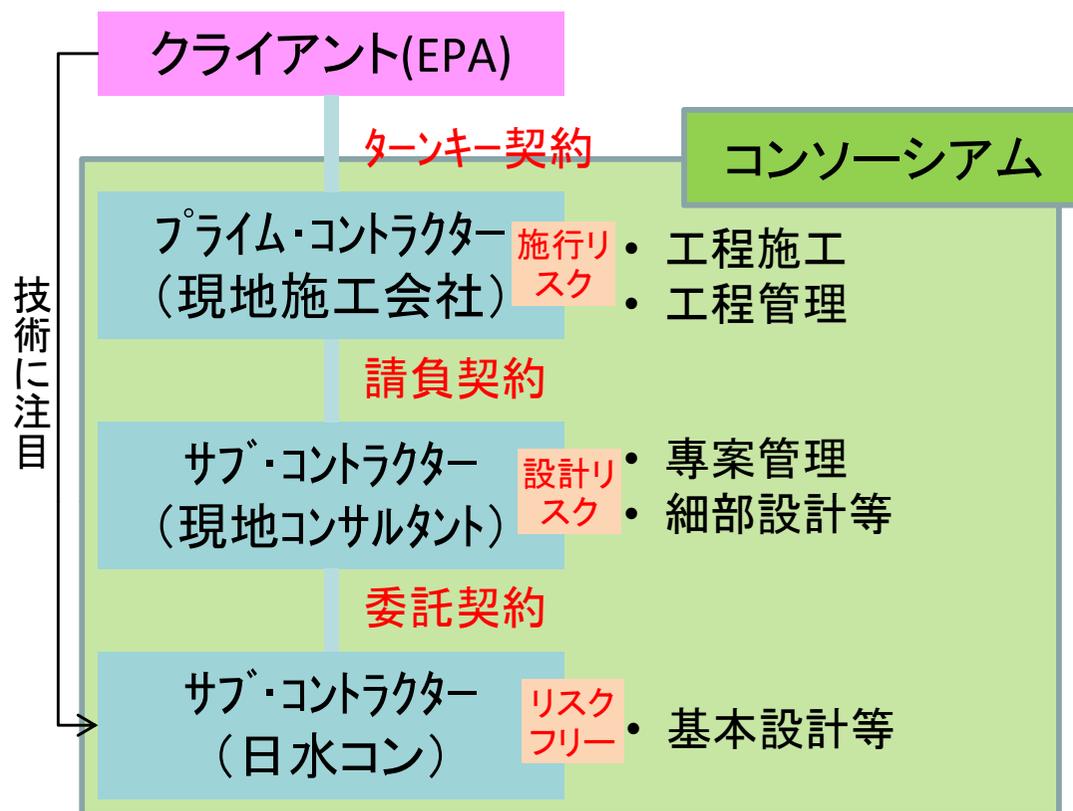
プロジェクト参加の経緯

- 2001年、台湾行政院環境保護署(EPA)が来日し、日水コンの河川浄化技術について意見交換。台湾は水質汚濁の進行が著しく、同技術の導入に期待。
- 2005年、現地で独自調査を行い、現地コンサルタントと現地ゼネコンとで企画提案を行う。
- 同年、プロポーザルによる入札が行われ、特定される。

事業の概要（基隆河浄化プロジェクト）

- 南湖浄化施設（浄化対象水量：0.064m³/s、施設容量：3,700m³、概略建設費：約270百万円）
- 成美浄化施設（同：0.104m³/s、4,400m³、約350百万円）
- 上記2施設の良い結果を踏まえ、現在、他2施設が完成し、3施設が建設中

図. 契約の体系・役割分担



顧客(公共事業・民間事業の発注者)及び 国民の求めるものへの対応

適切な競争環境の整備／適正価格による的確なサービスの提供

・経済性に配慮しつつ、品質を確保するための優れた受注者の選定

→入札契約制度に関する調査結果P43～P49

建設コンサルタント業務についての入札契約制度に関する調査の概要

- 平成23年度においては、都道府県、政令指定都市を対象に、「建設コンサルタント業務についての入札契約制度・実績に関する調査」を行った。
- 平成22年度の調査と比較を行い、地方公共団体の入札契約制度・実績の実態を把握する。

【平成23年度調査の概要】

- 実施時期：平成24年2月
 - 調査対象：都道府県、政令指定都市の入札契約担当部局等
 - 調査内容：建設コンサルタント業務における入札方式の制度・実績等について
- ※制度に関しては、平成24年1月1日現在、実績に関しては、平成22年度のもの。

【集計数】

調査対象	配布数	回収数	回収率
都道府県	47	45	96%
政令指定都市	19	17	89%

【平成22年度調査の概要】

- 実施時期：平成23年2月
 - 調査対象：都道府県、政令指定都市の入札契約担当部局等
 - 調査内容：建設コンサルタント業務における入札方式の制度・実績等について
- ※制度に関しては、平成23年1月1日現在、実績に関しては、平成21年度のもの。

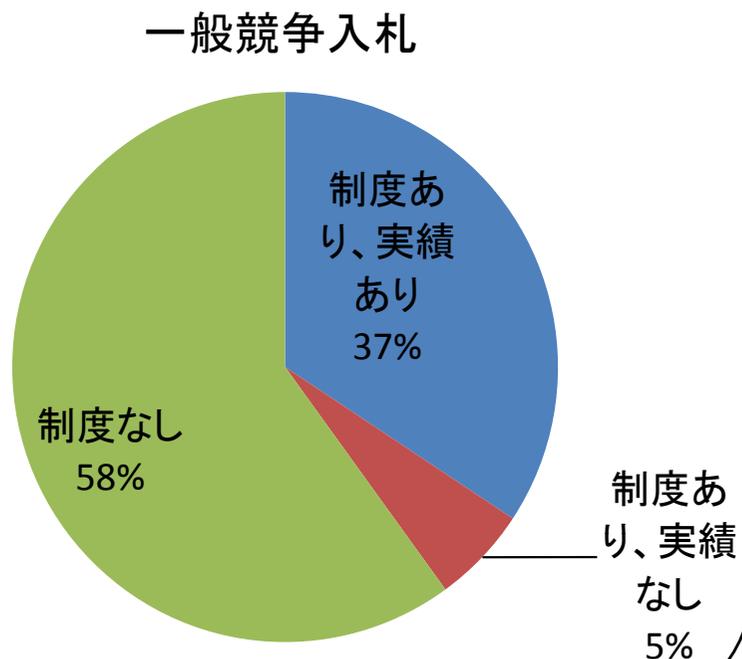
【集計数】

調査対象	配布数	回収数	回収率
都道府県	47	38	81%
政令指定都市	19	14	74%

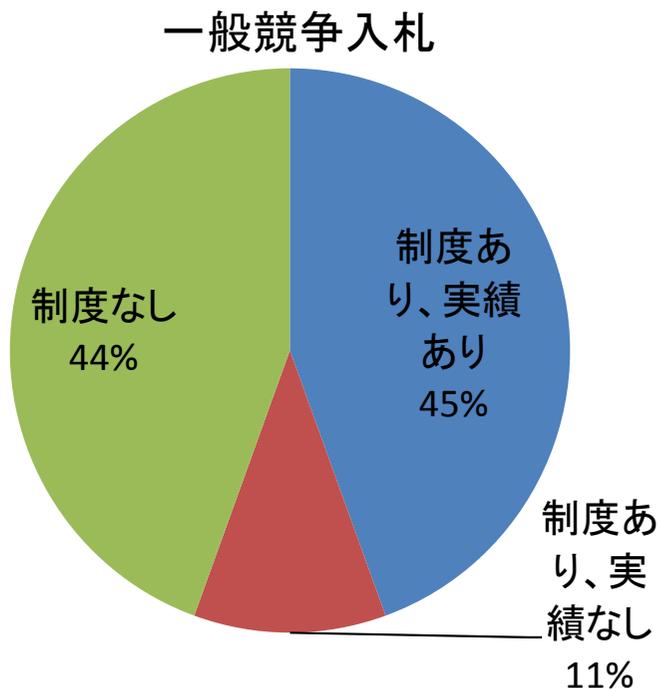
1. 都道府県における入札契約制度の状況(1/3)

① 一般競争入札の導入状況

平成23年3月時点 ※回答数:38



平成24年3月時点 ※回答数:45



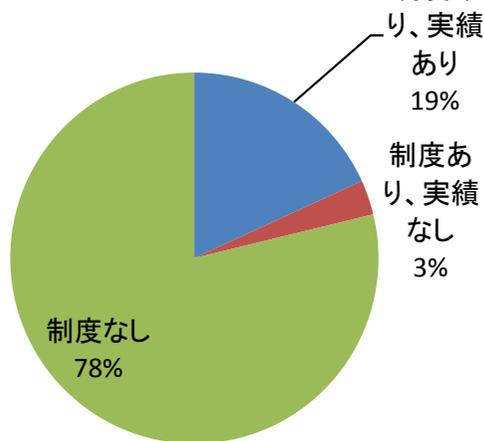
入札契約制度改革の推進③

建設コンサルタント業務についての入札契約制度に関する調査結果(都道府県)

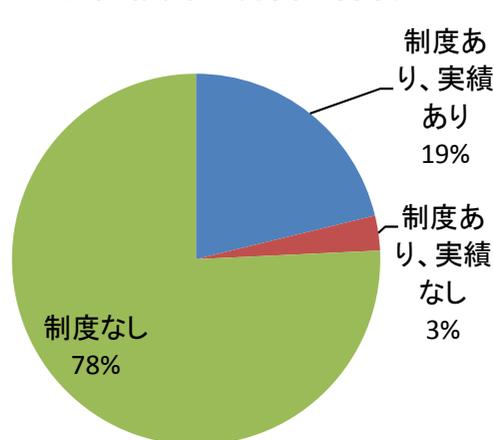
1. 都道府県における入札契約制度の状況(2/3) ②一般競争入札における各種制度の採用状況

平成23年3月時点 ※回答数:38

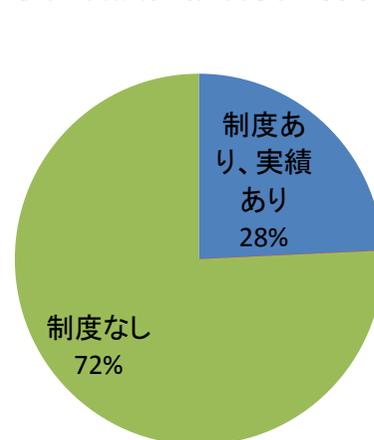
総合評価方式の採否



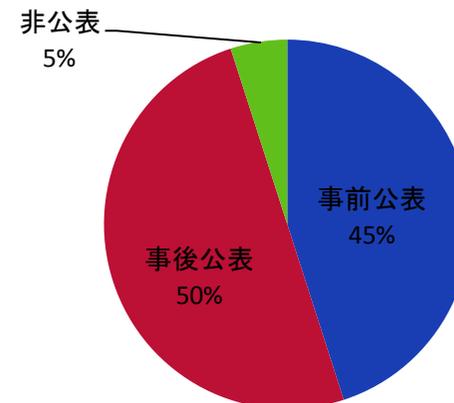
低入札価格調査制度の採否



最低制限価格制度の採否

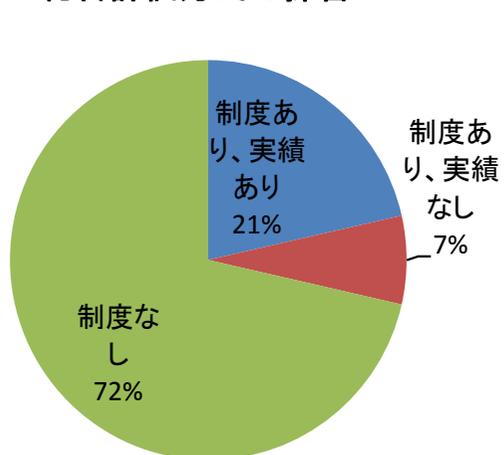


予定価格の公表

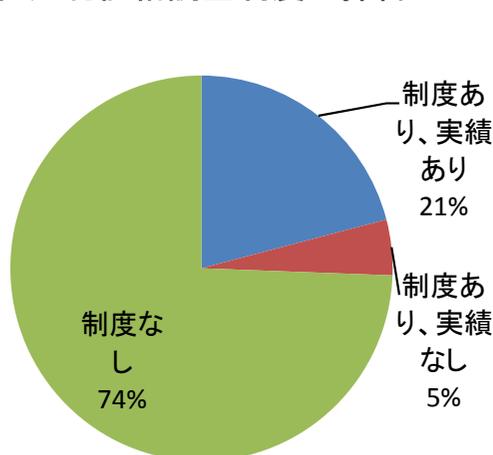


平成24年3月時点 ※回答数:45

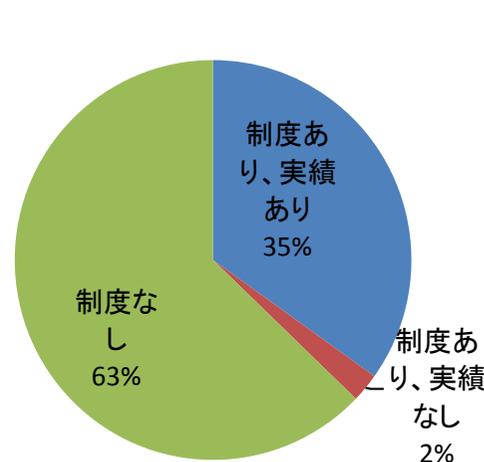
総合評価方式の採否



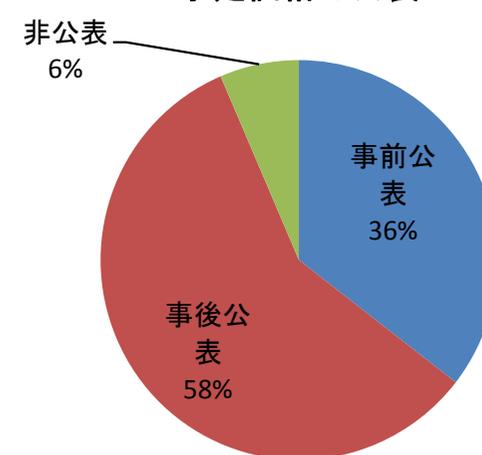
低入札価格調査制度の採否



最低制限価格制度の採否



予定価格の公表



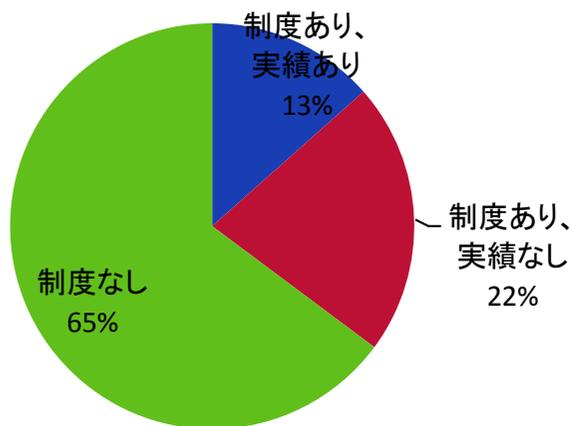
入札契約制度改革の推進④

建設コンサルタント業務についての入札契約制度に関する調査結果(都道府県)

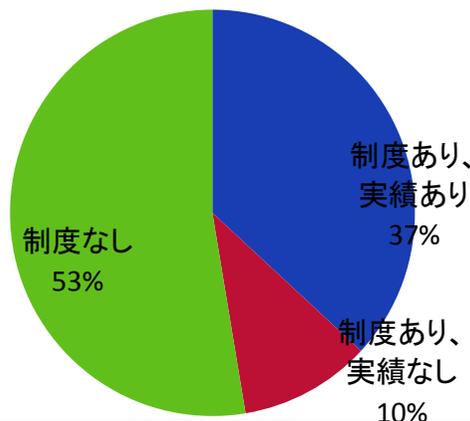
1. 都道府県における入札契約制度の状況(3/3) ③プロポーザル方式の導入状況

平成23年3月時点 ※回答数:38

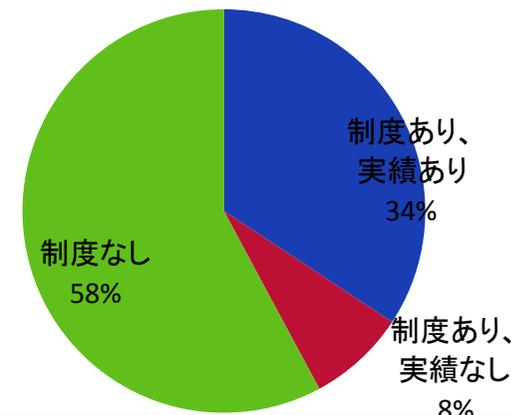
公募型プロポーザル



簡易公募型プロポーザル

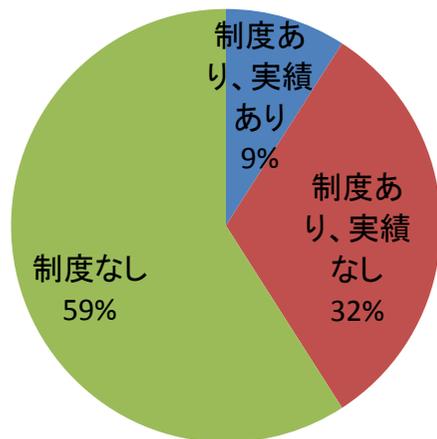


標準プロポーザル

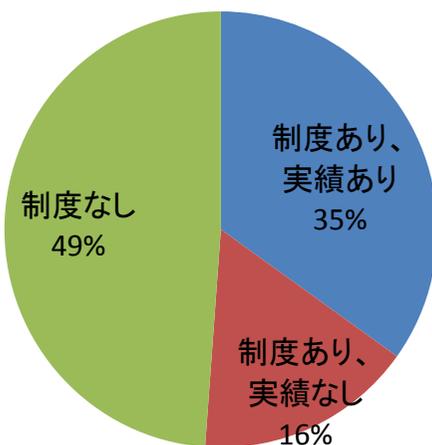


平成24年3月時点 ※回答数:45

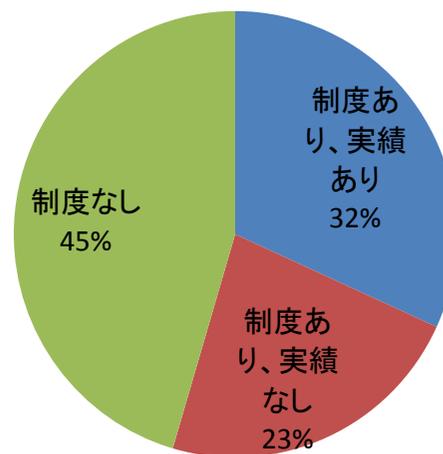
公募型プロポーザル



簡易公募型プロポーザル



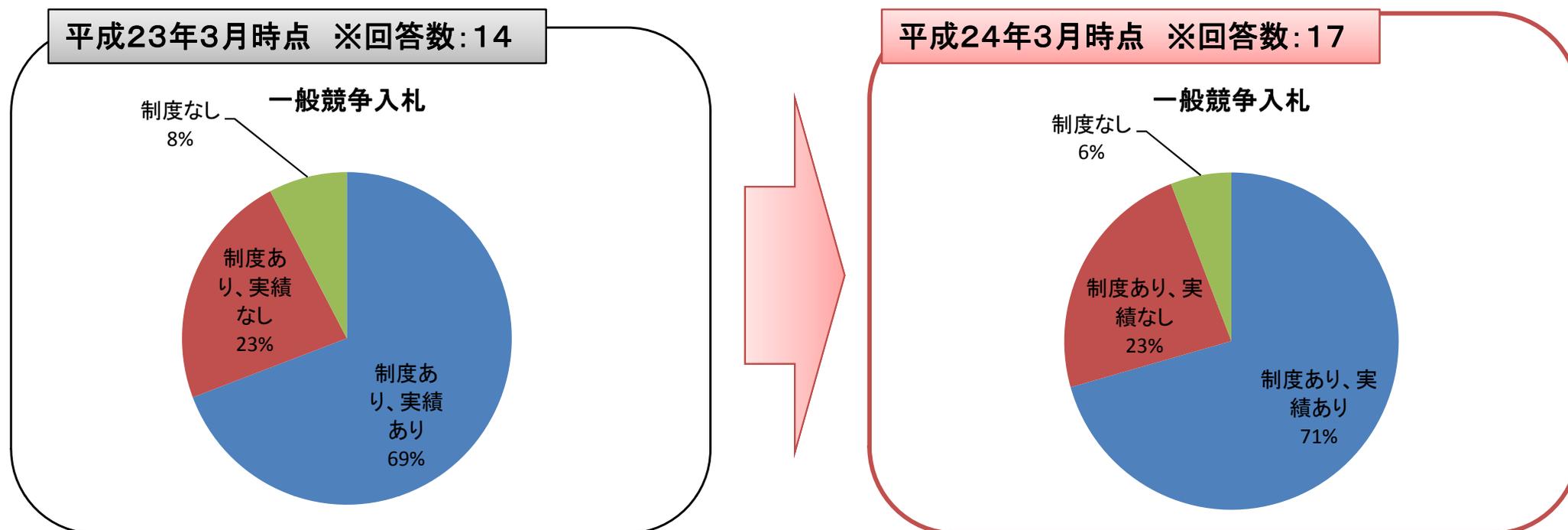
標準プロポーザル



※「制度はあるが実績はない」との回答理由は、主としてプロポーザル方式に適する業務が少ないことが挙げられる。

2. 政令指定都市における入札契約制度の状況(1/3)

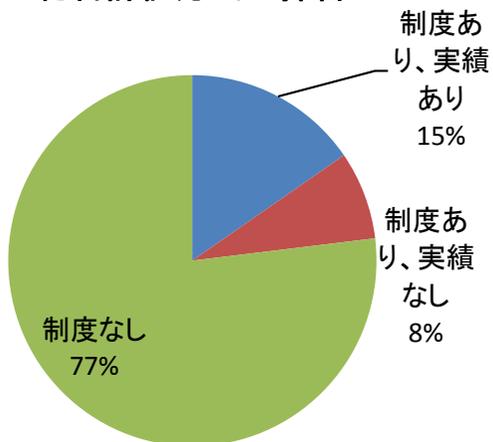
① 一般競争入札の導入状況



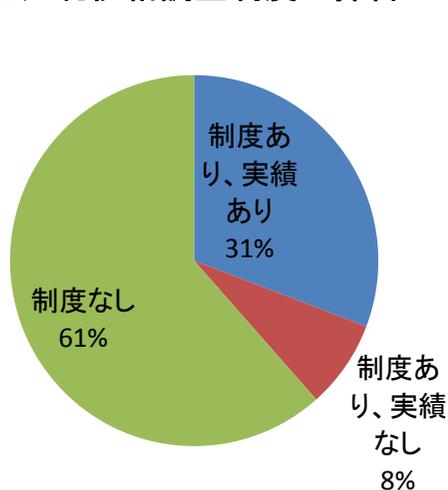
2. 政令指定都市における入札契約制度の状況(2/3) ②一般競争入札における各種制度の採用状況

平成23年3月時点 ※回答数: 14

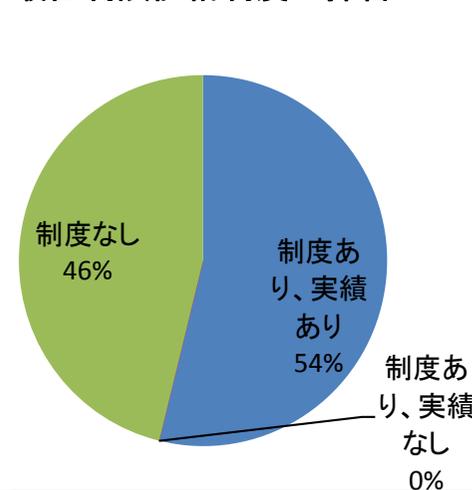
総合評価方式の採否



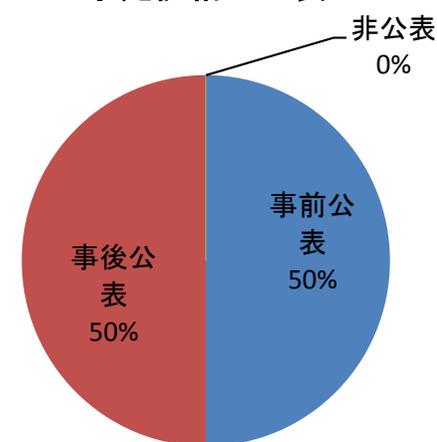
低入札価格調査制度の採否



最低制限価格制度の採否

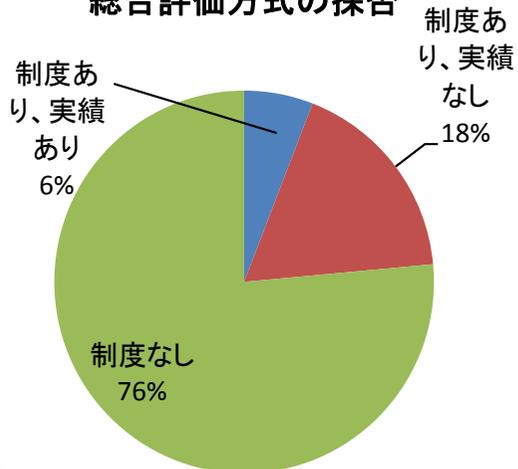


予定価格の公表

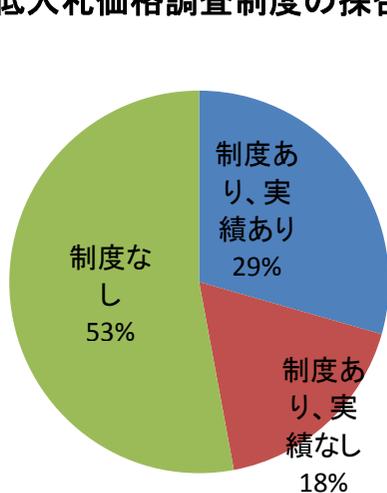


平成24年3月時点 ※回答数: 17

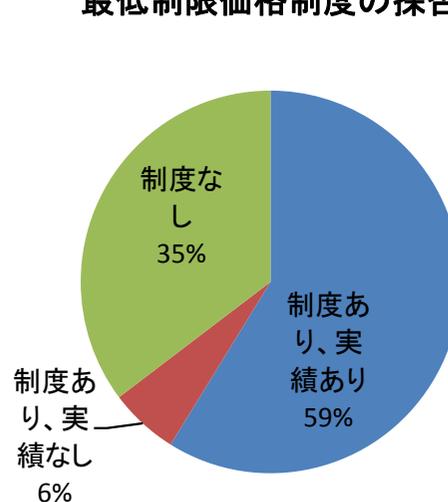
総合評価方式の採否



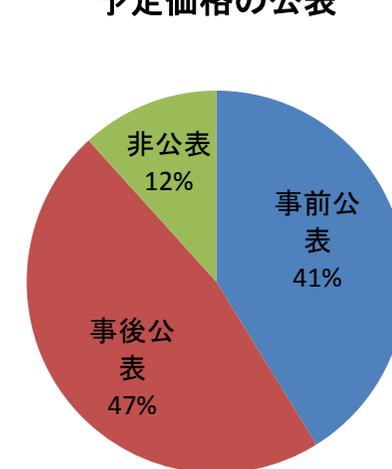
低入札価格調査制度の採否



最低制限価格制度の採否



予定価格の公表



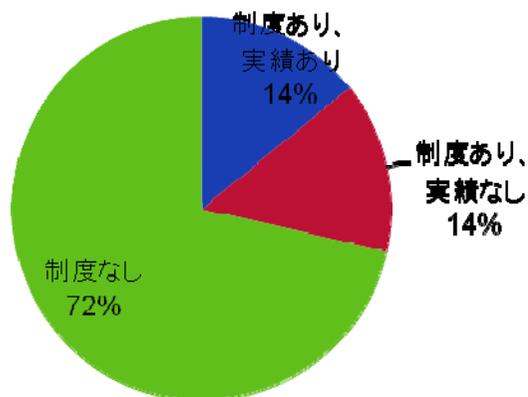
入札契約制度改革の推進⑦

建設コンサルタント業務についての入札契約制度に関する調査結果(政令指定都市)

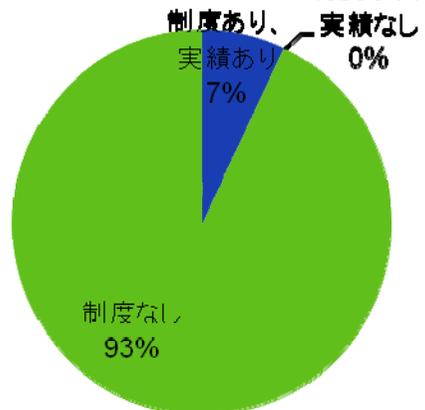
2. 政令指定都市における入札契約制度の状況(3/3)③プロポーザル方式の導入状況

平成23年3月時点 ※回答数:14

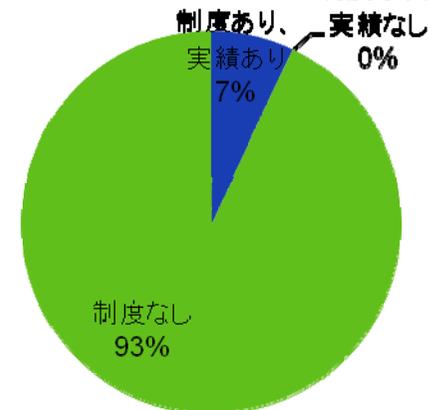
公募型プロポーザル



簡易公募型プロポーザル

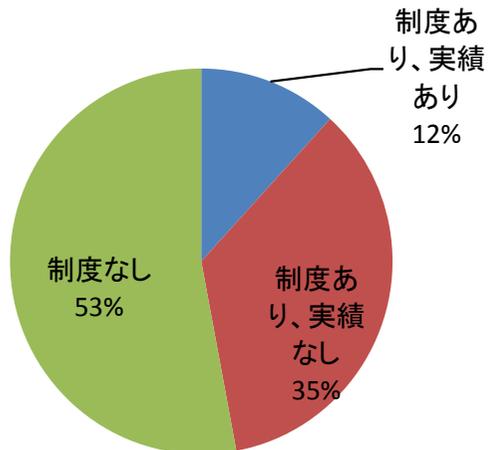


標準プロポーザル

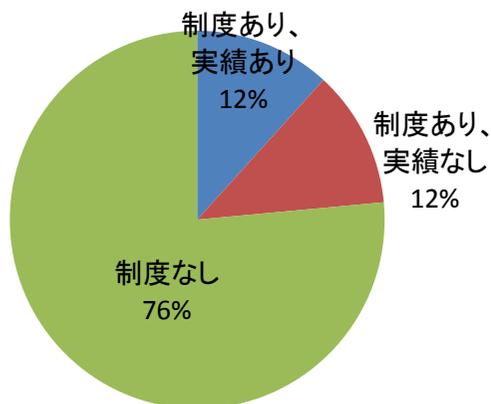


平成24年3月時点 ※回答数:17

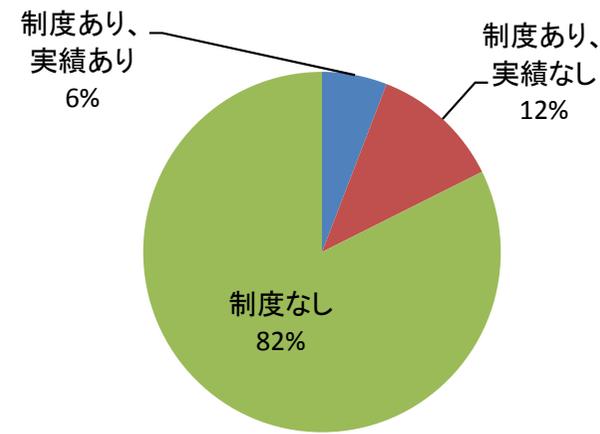
公募型プロポーザル



簡易公募型プロポーザル



標準プロポーザル



業の健全な発展のための対応

技術力の確保・向上

・技術力承継・確保のための人材確保・育成

→ノ一残業デーに関する取組み…P51

設計業務等における履行期限の平準化に関する取組み…P52

→建設関連業の社会的認知度向上のための取組み…P53

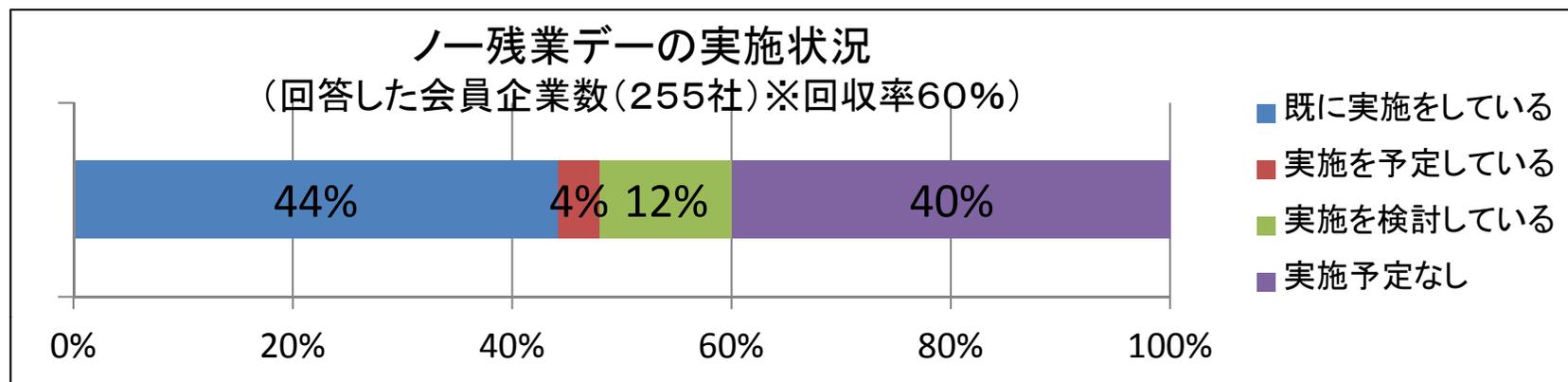
経営力の向上

・経営におけるマネジメント能力の向上

→経営戦略づくり…P54

取組結果

- ノー残業デーに関する取組み
- ✓ 建コン協から国土交通省に対して、業として健全な発展を目指し、技術者が魅力と展望ある成長を遂げるため、「ノー残業デーの官民一体での推進など、受発注者協働による健全な労働環境の創出」に関する要望があった。
- ✓ 国土交通省ではこれを踏まえ、地方整備局等に対し、10月に行われる「超勤縮減キャンペーン」に合わせて適切な業務工程管理に努めるべきとの通知を行った。(平成23年9月)
- ✓ ノー残業デーの実施状況に関する調査によれば、建設コンサルタンツ協会の全会員企業のうち44%が既に実施しているという状況であった。



出典:平成24年 所定外労働時間に関する実態調査((一社)建設コンサルタンツ協会)

今後の方針

- 上記の取組結果についてのフォローアップを図ると共に、設計業務等の成果品の質の確保や業の健全な発展のため、就業環境の悪化等による離職者増加の解消・改善を図るべく対策の検討を行う予定。

取組結果

- 設計業務等における履行期限の平準化に関する取組み
- ✓ 国土交通省の直轄業務において、履行期限の平準化を考慮した計画的な業務発注を行い、設計業務等の品質確保を図るため、事務所等に対し、通知を行った。(平成23年2月)

＜対象業務＞

- ✓ 平成23年度中に履行期限を設定する全ての測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務等 ※発注者支援業務、環境調査など1年間を通じて実施する業務は対象外

＜履行期限の平準化における目標＞

- ✓ 履行期限の設定については、業務の比率(対象となる業務件数に対する当該期間に履行期限となる業務件数(変更契約を行うものを含む)の割合)が、以下の数値となることを目標とすること。

4月～12月	25%以上(4月～12月の合計)
1月～2月	25%以上(1月～2月の合計)
3月	50%以下

＜履行期限の設定状況＞

土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査の3業種全体(全国)

	4月～12月	1～2月	3月
H22年度業務(変更後)	9.2%	16.0%	74.7%
H23年度業務(変更後)	14.3%	21.7%	63.9%

今後の方針

- 上記の取組結果についてのフォローアップを図ると共に、設計業務等の成果品の質の確保や業の健全な発展のため、就業環境の悪化等による離職者増加の解消・改善を図るべく対策の検討を行う予定。

業団体等の
取組結果

- 建設関連業の社会的認知度向上のための取り組み
(国土交通省、全測連、建コン協、全地連)

・平成24年3月より、国土交通省HPにおいて、建設関連業における社会的認知度の向上及び人材確保に寄与することを目的として、就労前の学生や一般の方を対象に、建設関連業の果たす社会的役割及び業務内容等についての紹介をしている。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

English | 用語集 | サイトマップ | 文字の大きさ

ホームに戻る | 国土交通省について | 政策・仕事 | 報道・広報 | 統計情報・白書

ホーム >> 政策・仕事 >> 土地・建設産業 >> 建設産業・不動産業 >> 建設関連業の社会的認知度向上のための取り組み

建設産業・不動産業 | 建設業 | 建設市場整備 | 不動産業

建設業

- 建設業 トップ
- 建設業の許可
- 経営事項審査
- 建設業に係る登録制度
- 公共工事の入札契約制度
- 共同企業体制度(JV)
- 建設工事紛争審査会
- 建設業の国際展開支援施策
- 所管法令・通達一覧
- 建設業法令遵守
- 審議会・研究会報告等
- 建設工事標準請負契約約款
- ガイドライン・マニュアル

建設関連業の社会的認知度向上のための取り組み

平成22年3月にとりまとめた「建設関連業の課題と展望」(座長:小澤一雅 東京大学大学院教授)では、建設関連業に務め、以下の2点に取り組むべきとの指摘がありました。

- 1)建設関連業においては、労働環境が厳しく、経営環境が厳しい中で、若手技術者が減少し、技術・技能の承継が困難視し、学生等を対象としたセミナーの開催等の情報発信に取り組むべき。
- 2)若手技術者の就労が進まない要因として、建設関連業が社会的に認知されておらず、関心が持たれていないといわれるべき。

このため、建設関連業における社会的認知度の向上及び人材確保に寄与することを目的として、就労前の学生等を対象としています。

建設関連業とは

建設関連業の社会的認知度向上のための取り組み

建設関連業の概要等については、以下の通り、紹介しています。
ぜひご参照ください。

※データ容量が大きいため、対象を右クリックし、デスクトップ等に保存の上、閲覧することをお奨めします。

内容	作成者	容量
建設関連業の概要	国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課	4MB
社会資本の写真集(参考)	〃	2MB
測量業の業務概要	(社)全国測量設計業協会連合会	5MB
建設コンサルタントの業務概要	(社)建設コンサルタント協会	5MB
地質調査業の業務概要	(社)全国地質調査業協会連合会	7MB

(最終更新日:平成24年3月15日)

- 関連業概要資料の提供状況

- 国土交通省HP: 建設関連業の社会的認知度向上のための取り組み

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000062.html

今後の方針

- ・平成24年度は、大学等にて建設関連業の業務概要等の説明会を開催するとともに、学生等に対し、人材確保・育成を検討するためのアンケートを実施する予定。

取組結果

- 建設関連業の経営改善に必要な指標を提供するとともに、建設関連業を指導育成するための基礎資料を得ることを目的に、建設関連業の経営分析を実施した。
(平成24年3月)

- ✓ 調査の概要

調査対象	測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者
調査項目	賃借対照表主要項目、損益計算書主要項目等
調査対象期間	平成22年度に決算期を迎えたものの直近1年の営業期間
調査方法	提出された財務に関する報告書及び現況報告書

- ✓ 経営分析の概要

建設関連業の登録業者について、業種別に①収益性を示す値(総売上高経常利益率等)、②生産性を示す値(職員1人当たり総売上高等)、③安全性を示す値(総資本自己資本比率)について比率を算出し、分析を行った。

- ✓ 経営分析の結果については、国土交通省ホームページにおいて公表している。

➤ 国土交通省HP: 建設関連業の経営分析について

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000063.html


 今後の方針

- ・ 建設関連業の企業は経営戦略づくりが必要であるため、平成24年度以降も継続的に経営状況の分析を実施し、積極的に情報提供をすることを予定している。